

令和5年土幌町議会第1回定例会

1 議事日程 3月7日(火曜日)午前10時開会

日程番号1 会議録署名議員の指名

日程番号2 一般質問

1 伊藤 健蔵 議員

男女共同参画の目標達成に向けて

2 矢坂 賢哉 議員

旧小学校閉校跡地の利活用について

3 大西 米明 議員

①町内のケアラー(無償介護者)の現状は

②令和5年度予算案について

日程番号3 議案第1号 令和4年度土幌町一般会計補正予算

日程番号4 議案第2号 令和4年度土幌町国民健康保険事業特別会計補正予算

日程番号5 議案第3号 令和4年度土幌町介護保険事業特別会計補正予算

日程番号6 議案第4号 令和4年度土幌町介護サービス事業特別会計補正予算

日程番号7 議案第5号 令和4年度土幌町簡易水道事業特別会計補正予算

日程番号8 議案第6号 令和4年度土幌町公共下水道事業特別会計補正予算

日程番号9 議案第7号 令和4年度土幌町国民健康保険病院事業会計補正予算

日程番号10 議案第8号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程番号11 議案第9号 人権擁護委員の推薦について

日程番号12 議案第10号 行政組織及び事務分掌の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例案

日程番号13 議案第11号 土幌町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例案

日程番号14 議案第12号 土幌町個人情報保護法施行条例案

日程番号15 議案第13号 土幌町情報公開条例及び土幌町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例案

日程番号16 議案第14号 土幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例案

日程番号17 議案第15号 土幌町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案

日程番号18 議案第16号 土幌町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例案

日程番号19 議案第17号 土幌町農畜産物加工研修施設設置条例の一部を改正する条例案

日程番号20 議案第18号 土幌町地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例案

日程番号21 議案第19号 土幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例案

日程番号22 会議案第1号 土幌町議会個人情報の保護に関する条例案

日程番号23 会議案第2号 土幌町議会委員会条例の一部を改正する条例案

日程番号24 議案第20号 令和5年度土幌町一般会計予算

日程番号25 議案第21号 令和5年度土幌町国民健康保険事業特別会計予算

日程番号26 議案第22号	令和5年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程番号27 議案第23号	令和5年度士幌町介護保険事業特別会計予算
日程番号28 議案第24号	令和5年度士幌町介護サービス事業特別会計予算
日程番号29 議案第25号	令和5年度士幌町簡易水道事業特別会計予算
日程番号30 議案第26号	令和5年度士幌町公共下水道事業特別会計予算
日程番号31 議案第27号	令和5年度士幌町国民健康保険病院事業会計予算

2 出席議員（11名）

1番 加藤 宏一	2番 河口 和吉	3番 大西 米明	5番 伊藤 健蔵
7番 牧野 圭司	8番 曾我 弘美	9番 中村 貢	10番 森本 真隆
11番 大野 明	12番 矢坂 賢哉	13番 秋間 紘一	

3 欠席議員（1名）

6番 清水 秀雄

4 地方自治法第121条の規定による説明のための出席した者

町長	高木 康弘	教育長	土屋 仁志
代表監査委員	佐藤 宣光	農業委員会会長	森本 耕二

5 士幌町長の委任を受けて出席した者

副町長	亀野 倫生	総務企画課長	西野 孝典
会計管理者	三野宮智恵子	町民課長	吉川 和美
保健福祉課長	藤村 延	産業振興課長	藤内 和三
建設課長	田中 敏博	建設課施設担当課長	上山 英樹
子ども課長	角田 淳二	特老施設長	齋藤 英雄
病院事務長	増田 達也	消防課長	仙石 譲

6 教育長の委任を受けて出席した者

参事	川口 久	教育課長	小野寺 務
給食センター所長	加納 正信	高校事務長	木下 雅子

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長	若原 裕
------	------

8 職務のため出席した者

事務局長	佐藤 慶岩	総務係長	猪狩 賢明
------	-------	------	-------

9 議事録

会議の経過

(午前10時00分)

秋間議長 | ただいまの出席議員は11名です。

		<p>なお、6番、清水議員は傷病のため欠席届が提出されておりますので、ご報告をいたします。</p> <p>定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。</p>
1	高木町長	<p>日程第1、会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番、加藤宏一議員及び2番、河口和吉議員を指名します。</p> <p>ここで3月3日に行われた行政報告において町長より訂正の申出がありますので、これを許します。</p>
	高木町長	<p>3月3日の行政報告におきまして行政報告書16ページに記載の国民健康保険病院の令和4年度純損失額について4,049万円と報告しましたが、誤りでありまして、正しくは行政報告書に記載のと通りの2,049万円でしたので、訂正をさせていただき、併せておわびを申し上げます。</p>
2	秋間議長	<p>日程第2、一般質問を行います。</p> <p>質問の通告がありますので、順次発言を許します。</p> <p>質問順位1番、伊藤健蔵議員。</p>
	伊藤議員	<p>本定例会におきまして私の質問する時間をいただきまして感謝申し上げます。それでは、町長にご質問をさせていただきます。</p> <p>本町では、平成18年に第1期土幌町男女共同参画基本計画を策定し、以後5年度ごとに計画を見直し、現在まで17年経過して第4期目となっております。男女共同参画社会の実現には、男女の個人としての人権が尊重され、あらゆる場面で男女がともに個人としての能力を発揮できる機会が求められております。本町は、男女共同参画の推進を町の主要な施策と位置づけ、各担当課、教育委員会、農業委員会が連携し、総合的な目標の実現に向けて取り組んでおり、着実な成果が期待されております。基本目標の中でも審議会委員等への女性の登用促進として、全町の登用率30%を目標に設定しておりますが、令和4年4月1日現在で女性の割合は22.6%となっております。町長は、第4期の後半に向けて当初計画30%をどのような方策で達成しようとしているのかお考えをお伺いいたします。</p>
	秋間議長	<p>答弁を求めます。町長、登壇願います。</p>
	高木町長	<p>伊藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。</p> <p>本町では、平成17年に土幌町男女共同参画推進条例を制定し、その翌年の平成18年には第1期土幌町男女共同参画基本計画を策定し、現在は第4期土幌町男女共同参画基本計画の下、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進をしているところであります。</p> <p>基本計画においては、条例の掲げる男女の人権の尊重、社会における制度、または慣行についての配慮など7つの基本理念の下、性別や世代を超えて誰もが生き生きと安心して暮らせる男女共同参画のまち</p>

づくりを目指すとしているところであります。そのような中、女性が男性と共にあらゆる分野において政策や方針決定の場に参画できる環境づくりや条件を整備するために施策等の立案及び決定への共同参画が基本理念の一つに掲げられており、現在男女共同参画審議会を中心に広報しほろ等を活用した意識高揚、普及啓発を行うとともに、平成18年から新型コロナウイルス感染拡大が始まる令和2年まで毎年女性サミットを開催し、参加者よりいただいたご意見、ご提案を町の事業などの立案、見直しなどに反映させるなど、政策や方針決定において参画をいただいているものと考えているところであります。

ご質問にあります審議会委員等への女性の登用促進につきましては、議員ご指摘のとおり、計画策定当初より登用率30%という目標を設定し、平成18年4月1日時点では15.1%であったものが平成31年4月1日時点では24.5%と順調に登用促進が図られてきたところですが、近年においては比較的女性の構成割合が高かった協議会の廃止等の影響を受け、令和4年4月1日時点の登用率は22.5%にとどまっているところであります。今後30%の目標を達成するためには、これまで同様あらゆる場面において男女を問わず参画する機会が確保されるよう施策を推進するとともに、委員等の任期満了を迎える審議会等がある場合には積極的に女性の登用を促す取組を全町的に進めてまいりたいと存じます。

いずれにしましても、町政を推進していく上では女性が施策の立案などに積極的に参画いただくことが大変重要であると考えておりますので、引き続き目標達成に向けた取組に努めてまいりたいと存じます。

以上、伊藤議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

秋間議長
伊藤議員

再質問あれば許します。伊藤議員。

ありがとうございます。積極的に取り組むということですので、よろしくお願ひしたいと思いますが、現在22.5%の達成率ですが、30%になるためには現在の女性委員が71人から95人になる必要があります。まだ24人足りません。この17年間の経緯を見ていると、大体20%ちょっと超えぐらいですから、そろそろ頭打ちなのかなという感もないわけではありません。

女性登用率の対象になっている審議会等は、34各組織が対象となっております。その中で女性の登用がゼロなのは、農業委員会をはじめ農業関連などの7組織となっております。しかし、本町では、農業が基幹産業と言いつけられていますが、農業分野においては女性の登用が極めて低いと言わざるを得ません。農業は、家族労働単位で営まれておりますが、今日の土幌農業生産力は半数の女性が支えております。今年、農業委員の改選の年となっております。委員が一番多い農業委員会は14人ですが、一般公募による委員枠があります。また、ほかの審議会によっては、組織代表や学識経験者ばかりでなく、町長が選

任できる枠があるところもあります。ぜひ町長はこれらの権能を最大限生かして、女性を登用する努力をしていただきたいと思います。

また、この登用率の基礎となっている組織は、地方自治法に基づく審議会等となっておりますが、女性の社会進出はこの枠にとらわれず、身近な委員会、あるいは町内会長、公民館長など民間の組織も積極的な参加を促し、社会で活躍していただくよう啓蒙してはどうでしょうか。町長のお考えをお聞きしたいと思います。

秋間議長 町長、答弁を求めます。

高木町長 伊藤議員おっしゃるように、今回の登用率の対象となっております審議会等で農業関係基金の審議会、4つあるわけではありますが、農業委員など、これらの審議会において女性の登用率がゼロという実態になってございます。これら特に農業関係基金の審議会につきましては、農業関係団体からの推薦による委員を委嘱しているという、こういった実態もありまして、その関係団体の役員自体に女性がおられないということでもあって、なかなかそのところの登用率が上がっていかないという実態にあることもご理解をいただきたいわけですが、それ以外の審議会、当然各団体からの推薦であったり、あるいは公募、それから私が委嘱をするというものも当然あるわけですので、特に団体等からの推薦をいただく場合、例えば町民会議であれば、女性団体ということもありますが、各地区公民館から推薦をいただくというケースもありますので、そういったところについても積極的に女性を推薦いただくというような取組ですとか、また一方で先ほど伊藤議員からお話ありました積極的に男女共同参画に取り組んでいただく、そういう普及啓蒙を進める中で登用率というものをさらに30%に、目標に近づけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

秋間議長 再質問あれば許します。伊藤議員。

伊藤議員 本来であれば目標は30%でなくて50%が理想かなという気もいたします。女性の登用については難しい問題もありますが、昨年2022年の男女平等指数で、146か国中116位と日本はなっており、日本は先進国の中でも最下位となっております。この問題は、町長一人で推進するのではなく、チーム士幌で全町民で取り組む課題でもあります。女性の意識改革を求めるばかりでなく、男性も限られたポストを譲歩する意識の変革も必要です。広報しほろ3月号に男女共同参画社会の実現を目指して掲載されておりました。また、内閣府では、毎年6月23日から29日まで男女共同参画週間を設定しております。これらのあらゆる機会や研修等を通じて男女の意識向上を目指し、推進していただくことを願い、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

秋間議長 以上で伊藤健蔵議員の質問を終わります。

質問順位2番、矢坂賢哉議員。

矢坂議員 おはようございます。私からは、旧小学校閉校跡地の利活用につい

てということで質問をさせていただきます。

少子化を起因とする全国的な小中学校の閉校、あるいは合併による廃校は年々進んでおり、本町においても平成27年度に北中音更小学校、平成30年度には新田、西上音更、下居辺の3校、令和元年度には佐倉小と僅か5か年の間に5つの小学校が閉校となり、土幌小学校へ統合されました。その閉校となった校舎等の跡地については、既に利用されている北中音更小学校跡以外は具体的に利活用されていないのが現状だと認識しています。閉校から数年が経過した現在、まずこれまでの取組の経過や現状について伺います。

秋間議長
高木町長

答弁を求めます。町長、登壇願います。

矢坂議員のご質問にお答えをさせていただきます。

学校施設は、子供の教育施設という役割はもとより、子供を中心とした地域住民、保護者等が関わる地域コミュニティの拠点としての機能を担う貴重な財産であります。一方で近年の少子化に伴う児童生徒数の減少などにより、全国的にも学校の統廃合が加速し、本町を含め多くの地域において閉校となった施設等の利活用が課題となっているというのが現状であると認識をしております。

本町におきましては、平成27年度末に閉校となった北中音更小学校など5年間に計5校が閉校となる中、閉校後の校舎等の利活用について各地区公民館等を通じて地域の要望をお聞きしつつ、また地域振興及び産業活性化を目的に文部科学省のホームページ及び北海道のホームページへの掲載や企業とのマッチングイベントへの参加のほか、企業進出の奨励、起業や雇用を創出するための町独自の旧小学校施設利活用補助制度を創設するなど、企業や団体等からの利活用の提案を広く募集してきたところであります。

なお、企業誘致の課題の一つでありましたインターネット環境につきましても昨年7月に農村部の光ファイバー網が整備され、全町的な情報通信環境が整い、これまでに食品製造工場やスポーツ合宿施設としての利用など、道内外の企業等から利活用計画案の提示を受け、その都度旧小学校施設への視察対応を行い、具体的な計画立案の支援も行っていました。また、北海道教育委員会に対して閉校施設を活用した特別支援学校分校の誘致に係る要請行動を継続して行っているところであります。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、現時点では北中音更小学校以外の旧小学校施設の利活用は実現しておらず、先ほど申し上げました企業等から提示された利活用計画案につきましてもコロナ禍や世界情勢の急激な変化が重なり、計画が頓挫する事態が続くなど、いまだ有効な利活用事案に至っていないというのが現状であります。

今後におきましても移住、定住促進や地域の活性化に資する有効な利活用事例の調査研究を進めるとともに、企業誘致やサテライトオフ

秋間議長
矢坂議員

イス利用など町内の旧小学校施設等の利活用が進む取組を進めてまいりたいと存じます。

以上、矢坂議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

再質問あれば許します。矢坂議員。

経過と現状につきましてただいま詳しいご答弁をいただきましたが、国や北海道のホームページを媒体としての募集やマッチングイベント等でのPR、食品工場やスポーツ合宿施設の計画利用案、特別支援学校の分校についても誘致の要請行動をしているということで、町としてもここまで大いに努力をされ、取組をされていることは分かりましたし、この3年間はコロナ禍による社会全体の停滞や不安定な世界情勢により利活用に向けた計画が進まなかったことは理解いたしました。

今後は、コロナが5類に移行するということもあり、企業等の動きも活発化されてくるでしょうし、農村部の光回線の整備により通信面の不安は解消され、今まで以上に誘致に前向きな企業、団体が増えることが期待されるところです。その上で企業誘致の過程において当該地域及び住民への情報の開示と合意形成が必要になると考えておりますが、どのような時点で地域や住民に対し開示するのか、考えておられる基準などがあるのかお聞きいたします。

秋間議長
高木町長

町長、答弁を求めます。

町といたしましてもこの閉校の利活用の募集に当たりましては、光ファイバー網が整備されたことにより農村地域でありましても都市部と同じ通信環境になったこと、あるいはまた社会経済活動の回復に伴って企業等の動きが活発になる状況を見据え、引き続きこの相談体制を整えながら、PRにしっかり努めていきたいと考えております。

当該地域の住民の方々への情報の提示、あるいは合意形成を図るといふ部分についてであります。企業等から様々な提案があったわけですが、地域住民の方々へ相談させていただく段階までの事案が今までのところなかったというのが実態でございます。企業等からの利活用についての照会あるいは相談があった場合は、町の担当職員がその事業の内容や、それによってもたらされる町への貢献度と申しますか、波及効果、そういったところを事前にヒアリングいたしまして、必要に応じて現場の施設の視察にも対応しているところでありますが、今後そのようなやり取りを経て、企業側から正式に事業計画書が提出された際には速やかに地域とも相談させていただき、地域のご意見を踏まえながら、施設を貸す、貸さないですとか、貸す場合に付与する条件などを総合的に判断させていただきたいと考えております。

秋間議長
矢坂議員

再質問あれば許します。矢坂議員。

地域への情報開示については、先ほどのご答弁に企業側から具体的な事業計画書の提出があり次第という考えということでございます

が、これまでの過程の中ではなかなかその段階まで至らず、地域への情報提供や相談はされてこなかったということが分かりました。まずはその段階にたどり着くことが望ましいわけですが、企業がその土地の一員となり、新たな事業をしていくとなりますと、地元との思ってもみなかった問題や擦れ違いなどが後々のトラブルを招くこともテレビなどでも度々耳にすることがあります。それゆえに、地域への情報の開示については時期を逸することなく、なおかつ丁寧な取り組みが求められると考えますし、北海道の冬場の環境の厳しさや地域の実情や風土なども十分理解していただくこと、その上で地域振興や産業の活性化に寄与し、地域に根づいた事業を継続していただける相手なのか、そういう見極めが何よりも大事なのではないかと思います。その意味においては、いち早くというスピード感も大事かもしれませんが、そのステップを確認しながら、慎重に取り進めをされることを望みます。

また、旧小学校施設利用補助制度については、改装の費用ですとか準備のために現在上限500万円の予算を計上し、募集をかけているわけですが、今後の状況によっては増額するという、そういう考えはあるのかお聞きいたします。

秋間議長
高木町長

町長、答弁を求めます。

まず、議員おっしゃられるとおり、地域への説明、情報の提供につきましては、適切な時期に丁寧な説明、あるいは情報提供をさせていただきまして、町や地域にとって真に有効な利活用であるかどうかの判断、見極めをしていきたいと考えております。

次に、町の補助制度に関してであります。施設の改修費、それから機械設備の取得費、新規雇用などに要する経費の補助として対象経費の2分の1、上限を1件500万円と設定をしているところでありますが、現時点ではこの補助金を増額するとは考えていないところでありますが、他の自治体での事例なども参考に企業側のニーズ、地域への経済的な波及効果や施設をより有効に活用してほしいという観点から、補助制度の内容や補助上限額の見直しについても多角的に検討をしていく必要はあるのかなと考えております。

秋間議長
矢坂議員

再質問あれば許します。矢坂議員。

この補助金についての500万円という金額ですが、これが適正なのかというのは、その事業計画の中身によっても違うと思いますが、今後思うような進展が得られないようなそんな場合には、この補助金の部分は検討が必要になってくるのかなとも私は思いますので、ぜひ状況を見極めながら、この部分は進めていただきたいなと思います。

また、町長のご答弁の中で、移住、定住の促進や地域の活性化に資する利活用事例の調査研究、サテライトオフィスなどの取組について触れられておりました。これについては、今後企業誘致と並行する形

で町が自ら活用法の検討をしていくということなのか、その見解を伺いたいと思います。

秋間議長 町長、答弁を求めます。

高木町長 全国の活用事例の中には、小学生などを対象とした宿泊型の体験学習施設ですとか、知的障がい者の方を雇用する福祉法人が地元の農産物の加工品向上などを運営する事例など、地域の福祉や教育など様々な関係者も関わりながら、閉校施設を有効に活用しているという事例もございます。町が直接運営するのではなく、町以外の企業、団体等へ貸与をして、そして事業を運営していただくという活用が望ましいと私は考えているところであります。

秋間議長 再質問あれば許します。矢坂議員。

矢坂議員 今お話にもありましたように、企業や学校誘致だけでなく、これからのウィズコロナ、ポストコロナの時代に向け、いろんなニーズや多様なアイデアを多面的にどんな事業が町にとって、そして町民にとって最善なのかを模索していくことが望ましいと思います。あらゆる資材や経費が高騰している今、廃校舎を活用することは時代の巡り合わせでもあり、チャンスと捉え、ぜひ様々な材料から有効策を検討し、利活用を図っていただきたいと思います。

この閉校跡地については、小林前町長とも度々お話をさせていただいた経過もありましたが、高木町長が就任されておおよそ1年、改めて現町長の考えをお聞きしたく、今回質問をさせていただきました。土幌町は、昨年度開町100周年を迎え、新たな時代のスタートを切りました。閉校となった小学校は、この100年の間まさに土幌の歴史とともに多くの土幌っ子を育み、地域づくりの拠点として愛されてきましたが、今はただ静かにこの町を見守っております。その地域に住む人はもちろんですが、町民にとっても旧小学校は今でも大切な財産であると思います。高木町長の目指す真に豊かな農村、農村ユートピア2世紀の一つの象徴として旧小学校跡地が有意義に活用され、土幌町2世紀の歴史の1ページにその姿を残すことができますよう心から期待をいたしますとともに、最後に高木町長の思いをお聞かせいただき、私の質問とさせていただきます。

秋間議長 町長、答弁を求めます。

高木町長 本町におきましてこの閉校した小学校は、いずれも農村地域に存在をしております。その中で、やはり農業、農村の有する多面的機能というものが今また評価をされてきているということも事実でございます。町政執行方針の中でも述べさせていただきましたが、旧小学校施設につきまして光ファイバー網を生かした企業誘致のほか、コロナ禍で注目をされましたサテライトオフィスの利用なども含め、移住、定住、そして関係人口、交流人口の拡大といった観点で、真に豊かな農村、そして農村ユートピアの実現に資するよう、その活用に努めてま

	<p>いりたいと存じますので、町議会議員の皆様にもご支援、ご協力をお願い申し上げます。</p>
秋間議長	<p>以上で矢坂賢哉議員の質問を終わります。</p>
	<p>質問順位3番、大西米明議員。</p>
大西議員	<p>おはようございます。それでは、町長に対しまして町内のケアラー、無償介護者の現状についてお聞きします。</p> <p>在宅で介護するケアラーは、公的制度だけでは十分に支援できず、社会的に孤立し、心身の健康を損なうケースが珍しくありません。とりわけ18歳未満のヤングケアラーの現状はどうなっているのか伺います。</p>
秋間議長	<p>答弁を求めます。町長、登壇願います。</p>
高木町長	<p>大西議員のご質問にお答えをさせていただきます。</p> <p>ケアラーとは、介護や看病、療育が必要な家庭や近親者を無償でサポートする人のこととされており、特に18歳未満の子供はヤングケアラーと呼ばれています。ヤングケアラーは、本来大人が行うような介護や支援を手伝いの域を超えて担っている状態となっていることをいい、このようなケアが長期間続くと心身に不調を来し、遅刻や欠席が増加するなど学校生活への影響も大きく、進学、就職を断念する子供など、子供の未来を左右してしまう事例もあるとされています。</p> <p>令和4年7月に北海道教育委員会と北海道保健福祉部が作成した学校、教育委員会におけるヤングケアラー支援のためのガイドラインによると、令和3年8月に道内の中学校2年生、高校2年生を対象として行われた道の調査において家族の中に自分がお世話をしている人がいると回答した生徒は、中学校で3.9%、全日制高校で3.0%、定時制高校で4.5%という結果になっております。</p> <p>次に、士幌町内の現状についてであります。この調査においては町内中学2年生、士幌高等学校2年生でヤングケアラーの該当者はなく、また今年度同様に小学校5年生と6年生を対象とした調査においても該当者は確認されませんでした。このほかに本町における児童虐待を扱う要保護児童対策地域協議会や各地域において相談活動をしている民生委員、児童委員、介護に関する総合相談窓口であります地域包括支援センター、人権擁護委員、社会福祉協議会においてヤングケアラーに該当するようなケースの把握や相談はこれまで確認されていないという状況であります。</p> <p>しかしながら、対象となる児童生徒自らが誰にも相談できないケースも考えられることから、ヤングケアラーに気づくきっかけ、あるいはサインを教職員や関係機関内で共有し、ヤングケアラーを把握した場合には悩み事の相談など本人のつらい思いに寄り添う相談支援のほか、必要に応じて要保護児童対策地域協議会などのケース会議を開催し、必要な福祉サービス等へつないでいくなど、身体的、精神的負担</p>

の軽減を図ってまいりたいと存じます。

秋間議長
大西議員

以上、大西議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。
再質問あれば許します。大西議員。

今答弁をいただきまして、全道で大体4%前後のヤングケアラーがいるという。それで、土幌町については、この調査の結果はなかったと、皆無だったという報告であります。

秋間議長
高木町長

それで、今回の調査は、道教委と保健福祉部の前回やった、道がやったのと同じものを土幌町内でも調査やったのかお聞きします。

町長、答弁を求めます。

道が行った調査において土幌町分の取りまとめ結果を基に先ほど答弁をさせていただいたと。道の調査結果を土幌町内分集計をした結果であるということであります。

秋間議長
大西議員

再質問あれば許します。大西議員。

このヤングケアラーの調査というのは、非常に難しかったのだと思うのです。だから、文書で子供に回答を求めたのか、先生方が1人ずつ子供たちに聞いたのか、どのような調査をしたのかお聞きします。

秋間議長

暫時休憩といたします。

午前10時36分 休憩

午前10時37分 再開

秋間議長

休憩を解き再開いたします。

高木町長

町長、答弁願います。

調査の内容につきまして保健福祉課長から説明させていただきます。

秋間議長
藤村保健
福祉課長

保健福祉課長。

保健福祉課長、藤村からご説明させていただきます。

現在手元の資料には令和3年9月の実態調査の結果という資料を私持っているのですが、その中では文書でアンケート形式で子供たちが答えたのが残っております。ということで、聞き取りではなくて、配られた様式で子供たちが回答したと思われま。

秋間議長
大西議員

再質問あれば許します。大西議員。

アンケートで、子供がチェックしたのだと思います。それで正確なケアラーを把握できたのかということちょっと疑問なのです。今何で問題になっているかというと、ヤングケアラーが人に言えなくて、それをどうやって吸い上げるかというのは道も非常に苦労しています。それで、道でも組織をつくって、相談窓口ですが、北海道ヤングケアラー相談サポートセンターというのをつくって、子供たちのそういうものを吸い上げていくという方式を取っています。それで、アンケートにチェックするだけではなかなか本心が出てこないのかなと。

なかなか人にしゃべられないから、言ってみれば子供たちの悲惨な生活や何かいろんな起きている問題を把握できていないのではないのかなと。道も子供たちのそれをアンテナを張って、どうやって吸い上げていくかということで非常に苦労しているのだと思います。

それで、道もオール北海道でケアラーとその家族に優しい地域社会を実現するというので、知事は条例を制定しました。ヤングケアラー支援条例の制度をつくってききましたが、それをつくると同時に上川管内とか言ってみれば北海道の上のほうの3振興局が41市町村がありますが、全部の市町村でケアラー支援の窓口を設置したのです。そして、それをなるべく活用しながら、ヤングケアラーも吸い上げていくということですが、士幌町でそういう窓口を今後つくっていく気持ちがあるのかどうかお聞きします。

秋間議長
高木町長

町長、答弁を求めます。

本町におきまして生活相談、あるいは介護、障がい等に関する相談窓口としては、保健福祉課がその相談窓口になっておりますので、その機能というものを最大限使いながら今後も行っていきたいと考えておりますが、まず学校生活においていろんな子供たちの変化というものがある、その相談につなげていくと、そういう発見、そこが一番大事なところなのかなと思っているところでございまして、今回のことを受けまして、士幌町内においての学校等でこのアンケート以外の部分でどうだったかということについて教育委員会からお答えをさせていただきたいと思っております。

秋間議長
小野寺
教育課長

教育課長。

教育課長、小野寺から今回の件につきまして、またアンケート後の学校の状況も踏まえて、再度学校に確認した経過もあります。学校側は、それぞれ担任の先生も含めまして日常の子供たちの変化、特に遅刻ですとか宿題をしてこなくなったりとか、何かきっかけがあるのかといったところをやはり状況判断をしつつ見ていっているという状況であります。特に今回それぞれ小中高確認をさせていただきましたが、このような事案になるような子供たちは今現状いないということで確認を取っているところであります。

以上です。

秋間議長
大西議員

再質問があれば許します。大西議員。

そういう子供がいけないということは幸いなことなのです。ですが、そういう子供ってなかなか自分から言い出せないというのがこの問題の深いところなのです。ですから、今道が条例を制定してから今年14振興局で教員もしくは町職員の研修会をして、ヤングケアラーをどうしていくかというのがあるのですが、町長の言われるように今の保健センターのシステムの中だけでやっていくというのは、それはここにも書いてあるようにいろんな組織あります。ですが、特化してきちっ

やっていかないと、その相談がしにくいのだと思うのです。このヤングケアラーどうなののだという、親のやることを子供たちがやっていると。中にはギャンブルの親、アルコール依存症の親、そういう人たちも経済的に支えるとか、いろんな分野があるのですが、そういうのをある程度職員なり、教員なりが研修を受けて、どういうことかと分かっていかないと、なかなかそういう子供たち救えない。私らの子供の頃は子供がたくさんいたから、上の人が下の子供を見ていくというのは当たり前で、私らの頃は子供をしょって学校に来る人もいたのです。間違いなく今はそんなことはあり得ないのですが、それと同じように、そういうことが当たり前で通っていたのと同じように今の子供たちでもその家庭のおじいちゃん、おばあちゃん、親、それを介護するということは当たり前だと思っている子供たちもいるのです。

先日もテレビで帯広のヤングケアラーが放映されました。シングルマザーで、お母さんが難病になって、だんだん歩けなくなってくると。それを男の子が一人で支えて、公的支援をやらないで、そしたら学校も辞めるというような形で、この間30分間か1時間番組でテレビでやっていました。帯広市でした、それも。ですから、大きいまちであるから小さいところはないのかという問題ではないと思っています。ですから、条例をつくるとか、職員だとか先生方が研修するとかというのはぜひやらなければならないのだと思うのですが、町長、研修はこれから14振興局でやるそうですから、まだ案内は来ていないと思うのですが、もし来たら参加させて、勉強させますか。

秋間議長
高木町長

町長、答弁を求めます。

いわゆるヤングケアラーと言われる方々をどう発見するか、気づいていくかということが非常に重要でありますので、学校生活のみならず、日常の生活の中でも例えば子供さんが毎日日用品の買物にスーパーに行っているであるとか、子供さんが洗濯を外に干していると、そういったことが日々見られると。そういったことを近所の方や、あるいは福祉関係のそういうような民生委員、児童委員含めて、そういった知識をしっかりと共有する中でそのサポートにつなげていくということが非常に大事だと思っておりますので、その研修の機会というもの、いろんな方法があるかと思いますが、いろんな研修のどこかに行くということも当然ありますし、オンライン等で受けると、そういったことも今いろいろ可能になってきておりますので、そういった方法も含めて、様々な方法でこの研修というものを進めていきたいと考えております。

秋間議長
大西議員

再質問あれば許します。大西議員。

ぜひヤングケアラーの部分については、今町長の言われるように前向きに学校、職員、保健センターの職員などを含めて対応して、いろんな意見があれば吸い上げてほしいなと思います。

それで、質問が町内のケアラーということで、特にということでヤングケアラーと質問しましたが、ケアラーの部分について、言ってみれば大人の部分です。大人の部分について保健福祉センターでどういう取扱いをしているのかなど。というのは、私のところにこういう人がいるのですと聞きました。というのは、本当に複雑で、75歳の女性の方のお母さんが101歳で、鹿追の施設に入っています。自分のご主人は介護度5で、上士幌の施設に入っています。そして、55歳の娘さんがいるのですが、その娘さんはギランバレー症候群という難病を患っています。それで、旦那さんも早くに亡くなっています。ですから、その75歳のお母さんが全部そういうのを見ているのです。そういう情報は入っていますか。

秋間議長 町長、答弁を願います。

高木町長 大人のケアラーの部分のご質問だと思いますが、保健福祉課長からお答えをさせていただきたいと思います。

秋間議長 保健福祉課長。

藤村保健 保健福祉課長、藤村からお答えさせていただきます。

福祉課長 大西議員のおっしゃるこの事例のことについては、詳しく記録を私も、私のところを通るのですが、詳しくこのケースかどうかという記憶はないのですが、口頭ではこういうような報告があったかと思いません。この事例だけで今先にお話ししますと、介護施設を使っている、サービスを使っているということなので、当然ケアマネジャーはこれに関わっていますので、この家庭の中のことをある程度は把握していて、主たる介護者のこの75歳の女性の悩みも聞き取っているのではないかなと想像しております。

このケース以外にも新規で相談に来る方、継続して状態が変わってまた相談に来る方とかが基本的には先ほど町長からの答弁にもありましたとおり、介護に関することや高齢者の介護に関することは地域包括支援センターの職員が第一に相談窓口に出ます。それ以外の高齢者の困り事であれば、高齢者の困り事と生活困窮、その他の福祉サービスとなると福祉介護担当の職員が出ています。必ず私どもの仕事の中では、最低でも口頭で心配なケースはすぐ職員で会議を開く、もしくは打合せをして、どういうフォローをしていったらいいのかということをもまずやります。その次に、緊急的な案件でなければ必ず記録を残して、職員同士情報共有して、違う者、ほかの家族からも相談があったりしたら、実は家族同士でも相談を控えるというケース、いろいろけんかがあったり、家族のトラブルがありますので、そういうことも含めて私たちは把握しながらほかの家族にも対応していますので、ケアラーの相談ケースは日常的に随時私たちの業務と捉えて、それに対応しているということでございます。

秋間議長 再質問あれば許します。大西議員。

大西議員 いろいろ説明したのだが、私の聞いているのは今説明したこの家族のことをちゃんと把握していたのかと聞いているのです。だから、いろいろああですね、こうですねと言っている、私はこの家族、実際に自分の家に当てはめると、75歳のお母さん大変だろうなと思っているのです。だから、誰かがその悩みを聞いてあげたり、そして娘さんもご主人も亡くなって、難病になって、非常に困っているのだと思うのです。それで、特老に入れるかといったら、そこまではいかないだろうし、ではどうしたらいいのだと悩んでいるのだと思うのです。こういうのをきちっと役所、町が吸い上げないと、大変なことになるのかなと。だから、こんなこと言って申し訳ないのですが、去年の暮れ、音更町で71歳と72歳、介護疲れで殺人事件が、介護殺人が出たり、介護心中が出ている。それは、音更の部分だって間違いなく行政が携わってれば、救急車で運ばれたりなんかいろいろしているわけですから、ああいう事件にはならなかったと思うのです。だから、よそのまちだけでなく、うちでも同じことが起きる可能性があるのです。ですから、あれが何だかんだと今説明したが、聞いていたらただ説明の中でそういう係がいるからそれをやるのだ、こういう係がいるのだ、これをやるのだと言っているのは楽なのです。ですが、実際にこういう事例もあったりなんかしたら、それに対してきちっと言ってみれば75歳の奥さんのところに行って、事情を聞いてやるだけでもこの人は気が楽になるのかなと思うのですが、それが、保健センターにはいろいろな職場があるのだと思いますが、できないの。

秋間議長 保健福祉課長。

藤村保健 保健福祉課長、藤村からご説明いたします。

福祉課長 当然このケースであれば、多分ケアマネ、先ほどご説明したとおり、ケアマネがついていますので、このお母さんしかこの家庭を切り盛りしているというか、サービスを調整する人がいないので、この方とお話はしていると思います。その中で、当然この女性からも悩みだとかを打ち明けられているものだと私は認識しております。

秋間議長 再質問あれば許します。大西議員。

大西議員 認識していますといたって本当なのかどうか、あなたが認識しているのかなんて分かりません。だから、ケアマネジャーなんかは行っているのは間違いのないのです。なぜかといったら、旦那が介護度5で施設に入っているから。入るときにはケアマネちゃんがついています。母親も101歳で施設に入っているから、それはそのときには対応はしています。だが、今ここにいるのがその家族を抱えて、娘さんがこういう難病にかかっていると。それをお母さんだ、自分のご主人だ、娘さんだと、いろんな人の面倒を見なければならぬというのは、それは施設に2人入っているからいいということではないのだと思うのです。その奥さんは悩んでいると思うのです。

それで、町長に、今士幌の町立病院50床が25床しか入院患者いない。こういう人たちを何とか病院で入院したりなんかしてサポートできないのかなと。病院は昔60床にして介護療養型が20床あって、それをなくして50床にして、長期入院もできるようにしたのですが、25人しか今病院に入院していないです。ということは、50床持っているということは、入所するためにその50床分の看護師は採用しているのです。25人しか入っていなかったら、25人分その看護師楽なのです。そういうところを、4億円も赤字なのだから、それこそ町民のこういう悩んでいる人、ケアラーの人たちの少しでも助けになるといったらそんなところしかないのかなと思うのですが、町長その辺は、病院だから言いにくいといったら言いにくいのかも知らぬが、どこかでそういう町の行政の中で支えていかないと、本当にいろんな問題が、後からあのときと言っても遅いと思うのです。町長、どうですか。

秋間議長
高木町長

町長、答弁を求めます。

いろいろ困り事がある方に対してどのような支援をしていくかということだと思うのですが、その一つがまず相談にしっかり乗った上で、どういったケア、サポートができるのかということになるわけですが、その中で入院ということも一つの方法なのかなとは思いますが、でもそこはやはりドクターの判断ということも必要でありますので、町内の様々な福祉関係の施設等ありますので、その中でどのようなケアがご本人、その家庭にとって一番いいのかということを経営的にいわゆる地域包括ケアシステムということの中でそこは福祉村がしっかりと機能を果たす中で、その役割、その家族のためにどういったケアをしていくかということで努力をしていきたいと思っております。

秋間議長
大西議員

再質問あれば許します。大西議員。

なかなかサポートしにくいのだと思うのです、ケアラーの場合は。それで、先ほども言ったようにいろんな悩みを聞く場所があれば多少気は楽になってくるのかなと思うので、保健福祉課のところできちっと話を聞いてくれる場所、ちゃんと勉強している人に話しできればちょっと気が楽になるのかなと思いますから、町長もそんなところも考えながら、これから福祉の部分についても、ケアラーについてもやっていただきたいなと思います。

秋間議長

それでまず1問目は終わります。

ここで11時15分まで休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時15分 再開

秋間議長
大西議員

休憩を解き会議を再開いたします。

それでは、続いて2問目に入りたいと思います。令和5年度予算案

秋間議長
高木町長

についてお聞きします。

高木町長初の本格予算になりますが、前町長の継承もあるが、高木町長の独自の予算があれば伺います。

答弁を求めます。町長、登壇願います。

大西議員のご質問にお答えをさせていただきます。

本定例会に上程しました令和5年度予算案につきましては、私の任期2年目、初めての当初予算の編成となりました。第6期町づくり総合計画や第2期土幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえながら、私の公約でありますチームしほろ農村ユートピア2世紀へ、真に豊かな農村しほろを目指して編成をしたものであります。

それでは、第6期町づくり総合計画に掲げた重点施策に沿って、新規事業や拡充した事業を中心に私の独自予算を申し上げたいと思います。まず、地域産業の活性化により、多様な雇用を創出するでは、駆虫薬散布と調査を実施するエキノコックス対策に56万円を計上しております。観光関係では、かねてからリニューアルの計画を進めておりましたしほろ温泉プラザ緑風の再整備設計事業として2,222万円を計上、道の駅ピア21しほろでは交流人口、関係人口の拡大を目的としてチャレンジブース移転工事並びにひさし設置工事に2,378万円を計上し、道の駅施設の一体感を向上させ、交流人口の増加も図ろうとするものであります。

次に、人の流れを増やし、住環境を充実させ、移住・定住を促すでは、住宅リフォーム費用助成事業の助成内容を拡充し、助成上限額10万円を20万円に改め、310万円を計上しております。移住、定住関係では、これまでの転入費用に係る仲介費用の一部助成に加え、定住スタート応援事業として賃貸住宅家賃への助成を新たに追加し、移住促進事業補助金に318万円を計上、商品券利用による町内経済活性化と併せ、移住希望者へ多角的な施策を図ろうとするものであります。さらに、奨学金返済支援事業も、予算計上は令和6年度からになります。スタートをさせるところであります。

次に、結婚・出産・子育てへの支援を充実させるでは、子育て支援としてはこれまで学校給食費の一部を町費負担として助成しておりましたが、昨今の物価高騰の状況も鑑み、1食当たりの金額を見直しを行った上で小中学校の児童生徒に係る給食費の完全無償化を図るため、2,722万円を計上したところであります。また、認定こども園及びこども発達相談センターの改築整備に向けた基本設計経費920万円を計上しました。

次に、安心して住み続けることができる地域をつくるでは、福祉、健康づくり関係では生活支援体制整備事業を800万円に増額したほか、新たに带状疱疹ワクチン接種事業に87万6,000円を計上しました。また、消防庁舎の感染症対策施設整備として3,400万円を計上いたしま

した。

次に、ゼロカーボン土幌の実現では、省エネ、脱炭素事業の一環にもなります公共施設のLED照明更新事業として、国保病院を含む総合福祉センター並びに公共施設外灯の更新工事に総額8,238万円を計上いたしました。

次に、持続可能なまちづくりの推進では、本町のふるさと納税関係で当初予算で初の5億円を計上させていただきました。令和4年度より開始しました企業版ふるさと納税を含めた寄附実績の着実な増加を図るだけでなく、土幌の魅力を発信するツールとしても活用し、さらなる地域好循環を目指してまいりたいと存じます。

以上、主要な新規、拡充事業について申し上げましたが、現在コロナ禍からの脱却と社会経済活動の正常化が進みつつある一方で、依然として原材料価格の上昇や円安の影響等によるエネルギー、食料価格の高騰など、国内経済はもとより町の行財政を取り巻く環境は厳しいものがあります。引き続き第7期行政改革推進大綱の着実な実施による健全な財政運営にも留意してまいりたいと存じます。

以上、大西議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

秋間議長
大西議員

再質問があれば許します。大西議員。

新町長になってから本格予算ということで、町長の思いもあっていろんな予算を組んできて、それを町民がどう受け止めるかということだと思います。

それで、行政報告だとかいろんなところで同じようなあれがありましたので、ちょっと理解できないと言ったらおかしいが、②の移住、定住関係だよというところの内容が定住スタート応援事業としてという中でよく分からないので、ちょっと詳しく教えてください。

秋間議長
高木町長

答弁を求めます。町長。

定住スタート応援事業のことでよろしいでしょうか。定住スタート応援事業の内容につきましては、新たに土幌町で賃貸アパートを借りる方に対して、1年目は家賃の2分の1、月額上限2万円、2年目につきましては同じく2分の1ですが、上限が1万円について商品券を交付することによって生活支援ということと町内経済の活性化に資するよう事業を行うものでありまして、これによって移住が増えるような、あるいは新たに就職するような方が新生活のスタートに当たってこういった支援を町からしていくという両面で事業を立案をしたものでございます。

秋間議長
大西議員

再質問あれば許します。大西議員。

まさにコロナ禍でこれから経済が立ち上がる時に商品券で支援していくということは、言ってみれば一石二鳥な効果が出てくるのだろうと思いますから、ぜひ今後もそういう制度でやっていただきたいと思っておりますし、さらに奨学金返済事業が予算上は令和6年度からスター

トさせるといことであります。奨学金を借りて大学を卒業した人に聞いてみますと、非常にその返済に苦労していると。少しでもその返済が楽になれば、よその国では返済ないところもありますから、日本だけは全額返さなければならぬと。一日でも遅れると携帯鳴りっ放しになるぐらい請求されるらしいのですが、この制度は来年度からですが、どのような仕組みにするつもりでありますか。

秋間議長
高木町長

町長、答弁を求めます。

奨学金返済支援事業につきましては、高校、それから大学等の在学中に総額100万円以上の奨学金の貸与を受けまして、この土幌町に居住をしていただいて、そして償還を行っている30歳未満の方というのを対象として考えております。前年度の1年間に償還をした額、または20万円を比較しまして、どちらか少ないほうの額を現金で助成をする制度で、1人最大5年間を助成を行うものであります。前年度の奨学金の償還額を確認するために、令和5年度からホームページ等で周知を開始しますが、実際にお金を助成するのは令和6年度に入ってからということになりますので、予算措置は令和6年度とするものであります。

なお、所得制限というものが一方では必要なのかなと考えてございまして、本人の総所得金額の合計額が年244万円と考えてございまして、これは給与収入だけでいいますと年額360万円と。この根拠は、就職して初年度というのは前年の所得はゼロでありますので、これは間違いなく対象になるわけではありますが、一応公務員で大卒就職後5年目ぐらいでこのぐらいの大体収入になるのかなと考えてございまして、そこを一つのラインとして設定をさせていただきました。なお、本制度では、公務員は対象外とさせていただくものでございます。

この制度によりまして経済的な理由で進学を諦めることがないよう、またこの奨学金の返済を支援しまして、現在奨学金の返済を行っている若い方々に対して土幌町への移住、定住というものを促進をしていきたいと考えての事業でございまして。

秋間議長
大西議員

再質問あれば許します。大西議員。

今の説明を聞いていますと、奨学金を払っている学生が卒業後に土幌町に定住した人が対象になるということは、土幌町で家族がいて、親がいて、奨学金をもらって大学行って土幌町に戻らないと、そういう人は対象外ですか。

秋間議長
高木町長

町長、答弁を求めます。

あくまでも土幌町に卒業後居住をしていただくというのが条件でございまして、勤め先については町内に限らず、例えば通える範囲のところに通ってもらってもそれは構わないと考えております。

秋間議長
大西議員

再質問あれば許します。大西議員。

町長が説明の中で資金がなくて大学行けない子供たちという一節が

ありましたが、土幌町内の子供たちで親の経済状態で大学行きたくても行けない子供たちにはこの条例は合わないの、卒業後よその地域に行って就職する人もいるかもしれませんが、全額と言わなくても何か町内の子供たちの持っている親に少しでも出せれば、土幌の子供たちが大学なりなんなりに行けるのだと思いますが、その辺は少し考慮する気はありませんか。

秋間議長
高木町長

町長、答弁求めます。

就職する際にある程度土幌から通えるようなところに就職をしていただければ、この制度を5年間活用いただいて、奨学金返済の非常に支援になるのかなということと移住、定住につなげていきたいという思いでの今回の新規事業でございまして、今後そのようなことのご意見もいろいろ総合的にいただきながら、それについては検討させていただければと思います。

秋間議長
大西議員

再質問あれば許します。大西議員。

地元の子供ですから、ぜひ地元の子供が進学しやすいような体制はやっぱり行政としてつくるべきだと思うのです。言ってみれば自分のところの子供に御飯食べさせないで、よその子供に御飯食べさせるみたいな話になってしまうのではないかなと思うので、その辺はよく考慮してほしいなと思います。

それから次に、学校給食の完全無償化、今の奨学金では所得制限入れるということですが、今回の学校給食の無償化については所得制限、今国もいろんな児童手当なんかで所得制限どうのこうのと言っていますが、その辺はうちはどうなのですか、所得制限。

秋間議長
高木町長

町長、答弁を願います。

今回の学校給食費の児童生徒への無償化につきましては、所得に関係なく全児童生徒に対して無償化をするということでの予算の計上をさせていただいているというところでございます。

秋間議長
大西議員

再質問あれば許します。大西議員。

ちょっと私よく分からないので、どういう形でやるのかお聞きします。戦後間もなく栄養事情が悪いので、給食で賄うということで学校給食法というのが昭和29年に法律ができたのですが、その中には給食の設備だとか何とかについては市町村が持つよと。そして、賄い材料費については児童の保護者が持つよという話で、その中に生活保護家庭、それに準ずる家庭については無償化してもいいですよという1項目があるのですが、法律の中に、だとすると今回全員無償化にするというのは法律違反にならないのかなと思う。そんなことを心配していますが、それはどういう方法で無償化にするのかお聞きします。

秋間議長
高木町長

町長、答弁を求めます。

今回の児童生徒への賄い材料費を全額町が負担をするということでの予算計上をしているわけでありまして、この学校給食法での解釈に

秋間議長 加納給食 センター 所 長	<p>つきましては、学校給食センターの所長よりお答えをさせていただきます。</p> <p>センター所長。</p> <p>学校給食センター所長、加納よりお答えいたします。</p> <p>学校給食法で定めている給食経費の負担でございますが、法第11条第1項で学校給食の実施に必要な施設及び設備に関する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち、政令で定めるものは義務教育諸学校の設置者、いわゆる地方公共団体の負担とする。同条第2項では、前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費、いわゆる賄い材料費は、学校給食を受ける児童、または生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担とすると定めております。</p> <p>北海道夕張市が文部科学省に学校給食費の徴収管理についてを照会し、昭和33年4月、文部省管理局長から北海道教育長宛てに次のように内容で回答されております。1、学校給食法第11条第2項の規定には、児童、または生徒が学校給食を受ける場合のその保護者の負担の範囲を明らかにしたものであって、保護者に公法上の負担義務を課したのではない。2、同条第1項の規定は、経費の負担関係を明らかにするものであるが、保護者の負担を軽減するために設置者、いわゆる地方公共団体が賄い材料費である学校給食費を予算に計上し、保護者に補助することを禁止した趣旨のものではないと通達されております。</p>
秋間議長 大西議員	<p>以上のことを根拠といたしまして、無償化を行うため予算の計上と条例改正を行うものであります。</p> <p>以上です。</p> <p>再質問あれば許します。大西議員。</p> <p>説明受けたが、よく分かったような、分からぬような、いずれにしても無償化をして、学校給食法に触れないで無償化ができるということであればぜひやっていただきたいと思えますし、それでその財源なのですが、2,700万円というのは大きい金でありますから、今まで子供が生まれた祝金だとか、3人生まれたところには30万円、4人で50万円、5人生まれれば100万円というような、子供に対する生まれたときのそういう補助金がありました。そういうものは手つけないで2,700万円出すのか、その辺の財源についてお聞きします。</p>
秋間議長 高木町長	<p>町長、答弁を求めます。</p> <p>今回の学校給食費の無償化につきましては、既存の子育て支援の中の例えば議員言われる出生のお祝金、あるいは入学のお祝金、そういったことを町単でやっておりますが、これらの町単のものをいわゆるスクラップをすることなく、それは今までどおり支援をしていき、また国も妊娠、出産で1人10万円というものを新たな施策を出しておりますので、それと併せた形で支援をしていくということで考えており</p>

ます。

給食費の無償化のその財源ということになるわけではありますが、これについてはふるさと納税でいただいた寄附、それを財源として実施をしていくと考えているところでございます。

以上であります。

秋間議長 再質問あれば許します。大西議員。

大西議員 今までどおりで、大分前から私はそういうのを一括やめて給食の無料化にしたらどうなのだという話をしていましたが、今回はそれをしないでそのままふるさと納税、約5億円の資金がありますので、その中で2,700万円を算出するということですから、ぜひそういう形でやっていただきたいと思いますし、それから続きまして带状疱疹のワクチンの接種87万円の予算を組みました。带状疱疹、前の小林町長が带状疱疹で大変苦労したというのを聞いていますが、町内のニーズはどのぐらいあって今回の予算化したのかお聞きします。

秋間議長 町長、答弁を求めます。

高木町長 この带状疱疹であります、前町長も带状疱疹で入院加療をしたことがございまして、その後しばらく痛みにも苦しんでいたということでもあります。この带状疱疹なのであります、50歳以上になって非常に発症が増えてくるということで、80歳までに3人に1人が発症をするということとワクチンによって予防が可能だということもあって、新たに接種の助成をするとしたわけではありますが、詳細、ニーズ等につきましては保健福祉課長よりお答えをさせていただきます。

秋間議長 保健福祉課長。

藤村保健 保健福祉課長、藤村からご説明させていただきます。

福祉課長 まず、町民のニーズ、要望でございますが、接種希望の調査は健診だとかいろんな場面でこちらに照会があったのは、令和4年度4件がございました。町長から説明がありましたとおり、一応関係機関の発表では50歳以上の方のうち約2割が神経を損傷されたりだとかというようなことの発表があります。本町の人口でその関係機関の研究発表によります推計すると、今後7人ぐらいが带状疱疹にかかるのかなと推測されます。

以上でございます。

秋間議長 再質問あれば許します。大西議員。

大西議員 私が無知だったのか知らないが、带状疱疹のワクチンがあることを知らなかったのも、もしこれで今言われるように50歳から80歳、3人に1人はなるということでもありますから、私はなったことありませんが、带状疱疹になったら非常に苦しいみたいですから、ぜひこういう予算をつくったときにはきちっと町民が分かるようにPRをやったほうが町民もそれに対して受けるのではないかなと思います。いろんな予算を町がつくって、新聞なんかに出ていますが、町民がそれを理解し

		<p>ているのかというと、なかなか理解していないのだと思うのです。こういう高木町長が新たに予算組んだものについても、町民に周知徹底してもらわないと意味ないと思うのです。それで高木町長の評価が上がっていくのだと思いますが、今後とも小林町長からの継承でやっていかなければならないものもあるかもしれませんが、時代のニーズによって変化するものもあります。高木町長の自分の考え方で予算をつくって、計上してもらうことによって議会で審査するわけですから、ぜひ今後とも自分のカラーを出して予算作成をしていただきたい。そして、町民に理解をもらうと。今後よろしくお願ひします。</p> <p>終わります。</p>
3	秋間議長	<p>以上で大西米明議員の質問を終わります。</p> <p>これで一般質問を終わります。</p> <p>日程第3、議案第1号「令和4年度土幌町一般会計補正予算」を議題といたします。</p>
	西野総務 企画課長	<p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務企画課長。</p> <p>総務企画課長、西野よりご説明申し上げます。</p> <p>議案第1号 令和4年度土幌町一般会計補正予算[第11号]ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億6,702万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ81億9,217万1,000円に改めようとするものです。</p> <p>繰越明許費は第2表、繰越明許費に、地方債の補正は第3表、地方債補正によるものといたします。</p> <p>なお、本補正予算の歳出では、新型コロナの影響による事業の中止、縮小等に伴う執行残の減額整理のほか、地方創生臨時交付金を活用した経済対策、生活支援対策等の事業費の確定による執行残の減額整理及び財源補正を行い、増額分といたしましては病院事業会計に対する負担金、出資金や除雪関連費用のほか、各種基金の積立金の追加が主な内容となっております。</p> <p>それでは、歳出からご説明いたしますので、12ページをお開き願ひます。1款1項1目議会費では、3節職員手当等に議員期末手当25万8,000円を追加し、コロナの影響により8節旅費で70万円、13節使用料及び賃借料で30万円をそれぞれ減額するものでございます。</p> <p>次に、2款1項1目一般管理費では、8節の旅費の特別旅費を100万円減額し、2目文書広報費では事業費確定により12節委託料の町公式ライン委託料217万4,000円を減額し、特定財源として地方創生臨時交付金を記載のとおり減額するものでございます。</p> <p>次に、6目企画費では、事業の中止、縮小等に伴うものや事業費の確定による執行残を減額整理として、7節報償費から18節負担金補助及び交付金まで合わせて378万9,000円を減額し、特定財源として愛のまち建設基金繰入金ほか、記載のとおり減額するものでございます。</p>

次に、13ページに移りまして、7目環境対策費では、7節報償費から18節負担金補助及び交付金まで合わせて20万円の減額、9目情報管理費は地方創生臨時交付金の財源補正でございます。

次に、10目地域生活交通確保対策事業費では、実績見込みにより18節負担金補助及び交付金の地域生活交通路線維持費補助金364万2,000円を減額し、特定財源につきましては基金繰入金を同額減額し、交通公園改修工事に係る道からの補助額が確定したため、地域づくり総合交付金を340万円財源充当するものでございます。

次に、12目諸費では、10節需用費の食糧費を10万円減額し、特定財源として防災備蓄品の購入や防災ガイドブック作成に係る道からの補助額が確定したため、地域づくり総合交付金を220万円追加充当するものでございます。

次に、15目飯島賞贈呈基金費では、今年度の表彰該当者がなかったため7節報償費で5万円減額、24節積立金で基金積立金1,000円を追加し、特定財源につきましては記載のとおり基金繰入金を減額、18目開町100周年記念事業費では、事業費確定により12節委託料の記念事業企画委託料66万7,000円を減額するものでございます。

次に、14ページをお開き願います。3款1項1目社会福祉総務費では、視察研修中止により8節旅費の社会福祉委員費用弁償200万円を減額、10節需用費の燃料費に施設重油代50万円を追加し、特定財源としましては地方創生臨時交付金を記載のとおり減額するものでございます。

次に、4目老人福祉費では、敬老会や老人、身障者合同運動会の中止により10節需用費の食糧費及び11節役務費の傷害保険料合わせて26万4,000円を減額し、特定財源としましては認知症施策等総合支援事業補助金及び愛のまち建設基金繰入金を記載のとおり財源補正し、5目老人福祉施設費では建物使用料や道補助金の追加を行う介護サービス事業特別会計の補正に伴い、27節繰出金の介護サービス事業繰出金376万4,000円を減額するものでございます。

次に、2項1目児童福祉総務費では、対象事業費確定による多子世帯の保育料軽減支援事業費補助金の財源補正、2目認定こども園費では1目同様の財源補正のほか、8節旅費で38万4,000円の減額、15ページに移りまして、3目へき地保育所費では同様の財源補正のほか、8節旅費で8万7,000円を減額するものでございます。

次に、5目子育て支援推進費では、地方創生臨時交付金の財源補正、8目こども発達相談センター費では8節旅費で51万6,000円減額するものでございます。

次に、4款1項4目病院費では、18節負担金補助及び交付金に企業債利子に対する負担金1万5,000円、公立病院経営強化プランに対する負担金200万円をそれぞれ追加するとともに、国保病院における医

療機器等の備品の整備及び発熱外来開設等施設整備に係る追加の繰り出し分として23節投資及び出資金に病院事業会計医療機器整備事業出資金1,733万8,000円を追加し、特定財源として地方創生臨時交付金を記載のとおり追加するものでございます。

次に、5目上水道費では、各種事業の完了による簡易水道事業特別会計への補正に伴い、27節繰出金で合わせて2,569万8,000円を減額し、特定財源として地方創生臨時交付金を記載のとおり追加するものでございます。

5款1項1目労働諸費では、執行残の減額整理で18節負担金補助及び交付金の定住雇用促進賃貸住宅建設事業助成金400万円を減額するものでございます。

次に、16ページをお開き願います。2目勤労青少年アパート管理費では、10節需用費に青少年アパートの燃料費等合わせて55万2,000円を追加するものでございます。

次に、6款1項1目農業委員会費では、視察研修中止により8節旅費で合わせて165万円減額するものでございます。

次に、3目農業振興費では、委託費確定により12節委託料の農畜産物加工研修施設指定管理委託料401万5,000円を減額し、特定財源につきましては地方創生臨時交付金を記載のとおり追加するものでございます。

次に、4目農業振興基金運用事業費では、事業実績に伴い、18節負担金補助及び交付金で各種負担金、助成金を総額296万8,000円減額するとともに、基金利子等の確定により24節積立金で特別分、一般分を合わせて3,183万2,000円を追加し、特定財源として基金の利子収入や繰入金、負担金の増減を合わせまして2,946万4,000円を追加するものでございます。

次に、5目農業振興人材育成基金運用事業費では、事業実績に伴い、18節負担金補助及び交付金で農協青年・女性部研修講座等受講助成金6万6,000円を減額、17ページ上段にあります24節積立金で基金積立金35万1,000円を追加し、特定財源に基金利子収入28万5,000円を追加するものでございます。

次に、17ページに移りまして、6目畜産業費では、事業実績に伴い、1節報酬から18節負担金補助及び交付金まで記載のとおり減額、24節積立金で基金積立金7,000円を追加し、特定財源として記載の道補助金を減額するほか、基金繰入金を記載のとおり追加するものでございます。

次に、7目土地改良事業費では、事業実績に伴い、16節公有財産購入費及び18節負担金補助及び交付金で合わせて2,163万4,000円を減額し、特定財源として道営事業受益者負担金を1,345万7,000円減額し、公共事業等債など起債3件の増減合わせて370万円を追加するもので

ございます。

次に、8目農地利用集積円滑化事業基金運用事業費では、事業実績に伴い、18節負担金補助及び交付金の事業助成金に6,000円を追加、24節積立金で基金積立金1万2,000円を減額し、特定財源として雑入金を6,000円減額するものでございます。

次に、2項1目林業振興費では、財源補正としてエゾシカ緊急対策事業に係る道からの補助額が確定したため、地域づくり総合交付金を42万円追加し、愛のまち建設基金繰入金を同額減額するものでございます。

次に、18ページをお開き願います。2目林道費では、事業実績に伴い、18節負担金補助及び交付金の道営林道事業負担金48万円を減額し、特定財源として辺地対策事業債50万円を減額するものでございます。

次に、7款1項1目商工振興費では、事業費の確定により18節負担金補助及び交付金の記載の2事業合わせて462万3,000円を減額し、特定財源につきましては地方創生臨時交付金を記載のとおり追加するものでございます。

次に、2目観光振興費では、プラザ緑風の火災報知機の更新に係る費用として、14節工事請負費に道の駅しほろ温泉施設設備改修工事107万6,000円を追加するとともに、18節負担金補助及び交付金の記載の2事業合わせて683万3,000円を減額し、特定財源につきましては地方創生臨時交付金を記載のとおり減額するものでございます。

次に、8款2項2目道路橋梁維持費では、除雪費用の不足に伴い、10節需用費の燃料費に50万円、13節使用料及び賃借料で重機借り上げ料2,350万円をそれぞれ追加するとともに、執行残の減額整理として18節負担金補助及び交付金の除排雪機械購入補助金270万円を減額するものでございます。

次に、19ページに移りまして、道路橋梁新設改良費では、事業実績に伴い、12節委託料から21節補償補填及び賠償金まで合わせて1億1,490万円を減額し、特定財源として国の社会資本整備総合交付金3,200万円及び起債2件、合わせて2,100万円を減額するものでございます。

次に、3項1目河川維持費では、事業実績に伴い、12節委託料を90万円減額するものでございます。

次に、4項1目公共下水道事業費では、各種事業の完了による公共下水道事業特別会計への補正に伴い、27節繰出金で合わせて2,088万7,000円を減額するものでございます。

次に、20ページをお開き願います。5項2目住宅建設費では、公営住宅建設事業に係る事業費確定に伴い、14節工事請負費で公営住宅建設工事568万2,000円を減額し、特定財源では地域住宅計画関連事業交付金を850万円追加、3目住宅団地造成管理費では事業実績に伴い、16節公有財産購入費を400万円減額するものでございます。

次に、10款1項1目教育総務費では、視察研修中止により8節旅費で55万円減額、事業縮小により12節委託料で大地くんと学ぼう実施委託料65万6,000円を減額、2項1目学校管理費は地方創生臨時交付金の財源補正でございます。

次に、21ページに移りまして、2目教育振興費では、実証事業の内容変更により町費支出分が減額となったため、13節使用料及び賃借料でデジタル教科書使用料88万2,000円を減額し、特定財源につきましては地方創生臨時交付金を記載のとおり減額、3項2目教育振興費におきましても同様に13節使用料及び賃借料を33万円減額し、特定財源につきましては同様に減額するものでございます。

次に、4項1目学校管理費では、実績により14節工事請負費で学校施設設備改修工事5万9,000円を減額し、特定財源につきましては地方創生臨時交付金を記載のとおり減額、2目教育振興費では実績により10節需用費の消耗品費で8万1,000円を減額し、特定財源につきましては地方創生臨時交付金を記載のとおり減額、5目食品加工施設費では実績により14節工事請負費で加工施設設備改修工事6万7,000円を減額し、特定財源につきましては地方創生臨時交付金を記載のとおり減額するものでございます。

次に、22ページをお開き願います。5項1目社会教育総務費では、実績により8節旅費で合わせて70万1,000円を減額し、4目総合研修センター管理費は地方創生臨時交付金の財源補正でございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、9ページから11ページまでを御覧願います。歳入につきましては、ただいまご説明いたしました歳出の各事業等に充てる特定財源として、記載のとおり国庫支出金や道支出金、10ページの財産収入、繰入金等をそれぞれ計上し、それ以外の一般財源といたしましては10ページ下段の20款5項5目雑入の備荒資金組合納付還付金を1億4,747万6,000円減額し、収支の均衡を図ったところでございます。

次に、5ページを御覧願います。第2表、繰越明許費ですが、年度内に完了することが困難な事業などにつきまして計上しており、記載の9事業を合わせまして1億8,411万円を翌年度へ繰り越し、事業を実施しようとするものでございます。

次に、6ページを御覧願います。第3表、地方債補正は、土地改良事業に係る公共事業等債を新たに追加するとともに、その他土地改良事業や道路事業等に係る公共事業等債、辺地対策事業債等各事業費の確定に伴い、それぞれ補正後の欄に記載のとおり限度額を変更するものでございます。

なお、23ページには特別職の給与費明細書を、最終ページの24ページには地方債の現在高の見込みに関する調書を掲載しておりますので、ご参照願います。

	<p>以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。</p>
秋間議長 加藤議員	<p>これより質疑を行います。ありませんか。1番、加藤議員。</p> <p>15ページ、4款1項4目、この中で公立病院経営強化プランに対する負担金とあります。多分うちの国保病院に対する経営改善に対する事業だと思うのですが、そのように解釈してよろしいですか。</p>
秋間議長 西野総務 企画課長	<p>総務企画課長。</p> <p>総務企画課長、西野よりお答えさせていただきます。</p> <p>今議員おっしゃったとおり、国保病院が策定する経営強化プランに対する町からの負担金ということで、全額特別交付税措置されているものでございます。</p> <p>以上です。</p>
秋間議長 加藤議員	<p>1番、加藤議員。</p> <p>結果的にうちの病院は、年間4億円ぐらい一般会計から助けなければできない状況です。その中で経営改善をしていかなければならないは当然だと思うし、ただ私が議員になってからこのことを随分と取り組んできています。前町長のときからも経営改善ですとか、赤字を削減するためのプランですとか、いろんな人から協力を得ながら、毎年のようにやってきたと思うのですが、一向に内容が変わっていないところ。今回のこの200万円の負担を払うことでそのめどが立つという考え方はどこかにあるのでしょうか。</p>
秋間議長 高木町長	<p>町長、答弁求めます。</p> <p>公立病院経営強化プランというものを現在策定をしているわけですが、その中で様々な経営形態の検討を含めた中でいかに町民に信頼される病院づくりをするかということと、一方で収支の改善を図っていくかの両面でこれを進めていくところでございまして、行政報告でも申し上げましたように実際の繰り出しはどうだということになれば、昨年度は一般会計から3億5,000万円ということでありましたが、今年度4億円ぐらいの繰り出しをしていかなければ決算がなかなかできないよということでもありますので、この額については行政改革推進大綱の中の行革の計画の中にもありますように、この額をゼロにしていくというのは非常に難しいところではありますが、できる限り減らしていくということで経営改善を今後も進めてまいりたいと考えているところであります。</p>
秋間議長 加藤議員	<p>1番、加藤議員。</p> <p>行政側がこういう赤字削減のために努力するというのは十分分かっていますし、私もそういう話も幾度となく聞かされているのですが、町民サイドからするとその赤字補填をし続けることを毎年毎年いろんなプランを立ててやっている。効果が出ないのだったら、やり方が違うのではないのかという捉え方もあるのです。多分今の町長の返答の</p>

中では、経営形態だとかいろんなことが含まれる可能性があるのだろうと私は思うのです。ただ、この話も幾度となくしていますが、多少の赤字補填をしながらでも町に病院を残したいという町民の気持ちもありますし、理事者も多分そう思っておられると思うのです。ただ、本当に随分な額を僕はここに入れているという記憶があるのです。いろんな方を呼んでは改善計画なり、いろんな資料を私も頂いたことありますが、その部分からいくと効果が出ないのはやはり問題があると思います。そして、やっていることを町民にも理解してもらうための努力をしないと、内部では毎年こういう策定していますよ、こうやって努力していますよと言うが、そのことが利用する町民の皆さんに伝わっていないと、理事者側が努力しているのかということさえも伝わらないと、本当に空回りしているような状態が続くのかなと思います。全てのお金の根拠もそうですが、やっていることが成果出ないのは何なのかということもまた逆に言えば町民の皆さんに伝えていかないと、一番はやっぱり町外の病院にかからないでうちの病院にかかってくれよということなのです。それから始まると思う。だから、そういうことの意識を持っていくことも、この改革プランを自分たちが出すだけではなくて、その赤字の根源はどこにあるかということも表面化させていって伝えていかないと、町民みんなでこの病院守ろうという意識にはなかなかならないと思います。そういうことも含めた改革プラン、強化プランというのをつくっていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

秋間議長 そのほかありませんか。

(な し)

秋間議長 質疑を終わり、これより討論を行います。

(な し)

秋間議長 討論なしと認め、これより議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

秋間議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで13時15分まで休憩といたします。

午後 0時03分 休憩

午後 1時15分 再開

秋間議長 休憩を解き会議を再開します。

日程第4、議案第2号「令和4年度土幌町国民健康保険事業特別会計補正予算」を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

藤村保健
福祉課長 保健福祉課長、藤村から議案第2号 令和4年度士幌町国民健康保
険事業特別会計補正予算〔第4号〕についてご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ790万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億4,920万7,000円に改めようとするものであります。

歳出からご説明いたしますので、5ページをお開き願います。7款1項1目保険税還付金、22節は、国保と社会保険の重複加入が判明したことにより、年度を越える還付金が発生したことで289万円を追加、2目償還金、22節は実績により保険給付費等交付金返還金36万円を追加、いずれの目も特定財源は前年度繰越金を同額見込むものでございます。

2項1目直営診療施設勘定繰出金は、救急患者受入れ態勢支援事業として国保病院会計に繰り出すための経費で465万6,000円を追加するもので、特定財源として道特別調整交付金を同額見込むものでございます。

歳入については、特定財源で説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決決定賜りますようお願い申し上げます。

秋間議長 これより質疑を行います。ありませんか。

(なし)

秋間議長 質疑を終わり、これより討論を行います。

(なし)

秋間議長 討論なしと認め、これより議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

秋間議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

5 日程第5、議案第3号「令和4年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算」を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

藤村保健
福祉課長 保健福祉課長、藤村から議案第3号 令和4年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算〔第4号〕についてご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,055万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億9,948万9,000円に改めようとするものであります。

歳出からご説明いたしますので、6ページをお開き願います。3款2項1目一般介護予防事業費及び4項4目生活支援体制整備事業費は財源補正で、国の保険者努力支援交付金及び保険者機能強化推進交付金の交付決定がなされたものによるもので、特定財源にそれぞれ記載

	<p>のと通りの額を計上いたしました。</p> <p>続いて、4款4項1目介護給付費準備基金積立金2,055万6,000円は、前年度繰越金に対して国、道への負担金等を精算したことにより積み立てるものでございます。</p> <p>歳入につきましては、特定財源で説明いたしましたので、省略いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決決定賜りますようお願い申し上げます。</p>
秋間議長	<p>これより質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(な し)</p>
秋間議長	<p>質疑を終わり、これより討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
秋間議長	<p>討論なしと認め、これより議案第3号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
秋間議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
6	<p>日程第6、議案第4号「令和4年度士幌町介護サービス事業特別会計補正予算」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。特別養護老人ホーム施設長。</p>
齋藤特養施設長	<p>特別養護老人ホーム施設長、齋藤より議案第4号 令和4年度士幌町介護サービス事業特別会計補正予算〔第5号〕についてご説明申し上げます。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分、当該区分の金額並びに補正後の歳入歳出の金額につきましては、第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。</p> <p>初めに、歳出からご説明いたしますので、5ページをお開き願います。今回の補正は、財源補正に係るものでございまして、1款1項1目施設介護サービス事業費の特定財源といたしまして、建物使用料3万7,000円、北海道コロナウイルス対策に係る補助金としまして372万7,000円を追加する財源補正を行うものでございます。</p> <p>続きまして、歳入についてご説明いたしますので、4ページを御覧願います。特定財源につきましては、今説明しましたとおりでございまして、一般財源についてご説明申し上げます。中段の3款1項1目一般会計繰入金につきましては、特定財源の追加の同額と376万4,000円を減額する財源補正でございます。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。</p>
秋間議長	<p>これより質疑を行います。ありませんか。</p>

		(な し)
	秋間議長	質疑を終わり、これより討論を行います。
		(な し)
	秋間議長	討論なしと認め、これより議案第4号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異 議 な し)
7	秋間議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第7、議案第5号「令和4年度土幌町簡易水道事業特別会計補正予算」を議題といたします。
	上山建設課施設担当課長	朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。施設担当課長。 建設課施設担当課長、上山から議案第5号 令和4年度土幌町簡易水道事業特別会計補正予算〔第4号〕についてご説明いたします。 第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,097万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億9,537万3,000円に改めようとするものでございます。 第2条、地方債の補正は、第2表、地方債補正によるものでございます。 最初に、歳出予算からご説明いたしますので、8ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費では、18節負担金補助及び交付金で負担金の確定により200万円減額するものでございます。特定財源につきましては、公営企業会計適用債を同額200万円減額するものでございます。 次に、2款1項1目水道施設費では、事業実績により12節委託料で500万円、13節使用料及び賃借料で10万円、14節工事請負費で350万円、16節公有財産購入費で10万円、21節補償補填及び賠償金で18万7,000円をそれぞれ減額するものでございます。特定財源につきましては、水道管移設工事負担金1,000万円の減額、水道施設費繰入金2,565万1,000円を減額するものでございます。 次に、9ページに移っていただきまして、3款1項2目22節では、償還金利子及び割引料を9万2,000円減額するものでございます。特定財源につきましては、簡易水道事業債償還利子繰入金を4万7,000円減額するものでございます。 次に、歳入の一般財源についてご説明いたしますので、7ページをお開きください。4款1項1目繰越金は、前年度繰越金に2,672万円を追加し、5款1項1目延滞金に1,000円を減額し、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。 次に、4ページを御覧ください。第2表、地方債補正では、公営企業会計適用債を200万円減額して、補正後の限度額を1,600万円とするものでございます。起債方法、利率、償還方法につきましては、ここ

	に記載のとおりでございます。
	次に、10ページに移りまして、こちらは地方債等残高等の見込みに 関する調書で、ここに記載のとおりでございます。
	以上で説明を終わります。よろしくご審議賜り、原案のとおり可決 決定いただきますようお願い申し上げます。
秋間議長	これより質疑を行います。ありませんか。 (な し)
秋間議長	質疑を終わり、これより討論を行います。 (な し)
秋間議長	討論なしと認め、これより議案第5号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
秋間議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
8	日程第8、議案第6号「令和4年度土幌町公共下水道事業特別会計 補正予算」を議題といたします。
上 山	朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。施設担当課長。
建 設 課	建設課施設担当課長、上山から議案第6号 令和4年度土幌町公共 下水道事業特別会計補正予算[第4号]についてご説明申し上げます。
施設担当	第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,213万7,000円を減額し、 歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億121万6,000円に改めようとするも のでございます。
課 長	第2条、地方債の補正は、第2表、地方債補正によるものでござい ます。
	最初に、歳出予算からご説明いたしますので、9ページをお開き願 います。1款1項1目一般管理費では、事業実績により12節委託料で 50万円、26節公課費10万円を減額いたします。特定財源につきましては、 一般会計からの繰入金150万円と公営企業会計適用債50万円を減 額するものでございます。
	次に、2目下水道管理費では、14節工事請負費で事業実績見込み により67万5,000円減額するものです。特定財源につきましては、一 般会計からの繰入金14万5,000円、不用品売払収入10万円減額するも のでございます。
	次に、3目集落排水管理費は財源補正でございまして、特定財源で 下水道施設移設工事負担金130万円、一般会計からの繰入金64万円を それぞれ減額するものでございます。
	次に、2款1項1目下水道施設費では、事業実績見込みにより12節 委託料を1,600万円、14節工事請負費420万円、21節補償補填及び賠償 金で10万円をそれぞれ減額するものでございます。特定財源についま しては、下水道施設移設工事負担金50万円、社会資本整備総合交付金

を500万円、一般会計からの繰入金を1,804万円、下水道事業債900万円をそれぞれ減額し、不用品売払収入426万1,000円を追加するものでございます。

次に、10ページを御覧いただきまして、3款1項2目22節で償還利子確定により56万2,000円を減額し、特定財源につきましては下水道事業債償還利子繰入金を同額減額するものでございます。

次に、歳入の一般財源についてご説明いたしますので、7ページをお開き願います。5款1項1目繰越金で前年度繰越金741万2,000円を追加し、6款2項1目雑入では消費税還付金収入により447万7,000円を追加し、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

次に、4ページに戻っていただきまして、第2表、地方債補正では公共下水道事業分を900万円、公営企業会計適用債分50万円をそれぞれ減額し、補正後の限度額合計を5,700万円に変更するものでございます。起債方法、利率、償還方法については、ここに記載のとおりとなっております。

次に、11ページをお開きいただきまして、こちらは地方債等の残高見込みに関する調書で、ここに記載のとおりとなっております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。

秋間議長 これより質疑を行います。ありませんか。

(なし)

秋間議長 質疑を終わり、これより討論を行います。

(なし)

秋間議長 討論なしと認め、これより議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

秋間議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

9 日程第9、議案第7号「令和4年度土幌町国民健康保険病院事業会計補正予算」を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。国保病院事務長。

増田病院事務長 国保病院事務長、増田より令和4年度土幌町国民健康保険病院事業会計補正予算〔第5号〕についてご説明申し上げます。

議案1ページ、第2条、収益的収入の予算額では、1款病院事業収益9億2,475万2,000円を9億2,788万7,000円に、1項医業収益4億9,570万2,000円を4億9,682万2,000円に、2項医業外収益4億2,905万円を4億3,106万5,000円に改めるものです。

第3条の資本的収入の予定額では、1款資本的収入2億5,188万3,000円を2億6,922万1,000円に、1項一般会計出資金8,468万3,000円を1億202万1,000円に改めるものです。

	<p>次に、予算説明書に基づき説明させていただきますので、3ページをお開き願います。収益的収入について、1款1項4目その他医業収益で国保の直営診療所施設特別調整交付金が確定したため、当初予算との差額分112万円を追加するものでございます。</p> <p>2項2目他会計負担金は、企業債利子の確定に伴う1万5,000円の追加と経営強化プラン策定に係る地方交付税措置分200万円を追加するものです。</p> <p>次に、下段、資本的収入でございますが、1款1項1目一般会計出資金で2節医療機器等購入事業出資金1,733万8,000円の追加は、発熱外来工事や医療機器の備品購入などに対する地方創生交付金の充当額が確定しましたので、追加するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくご審議賜り、可決決定いただきますようお願い申し上げます。</p>
秋間議長	<p>これより質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(な し)</p>
秋間議長	<p>質疑を終わり、これより討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
秋間議長	<p>討論なしと認め、これより議案第7号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
秋間議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
10	<p>日程第10、議案第8号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。</p>
高木町長	<p>議案第8号は、人事案件で固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。</p> <p>現委員の土幌町字土幌東7線197番地の10、山田英寿氏が本年の5月8日、土幌町字土幌西2線156番地155の廣長悦治氏が本年7月17日で任期となるものであります。両氏ともに再任をしようとするものであります。</p> <p>なお、任期につきましては、山田氏が令和5年の5月9日より3年間、廣長氏が令和5年7月18日より同じく3年間です。</p> <p>同意を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由に代えさせていただきます。</p>
秋間議長	<p>説明が終わりましたので、質疑、討論を省略し、これより議案第8号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

1 1	秋間議長 高木町長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。</p> <p>日程第11、議案第9号「人権擁護委員の推薦について」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。</p> <p>議案第9号も人事案件で人権擁護委員の推薦についてであります が、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める ものであります。</p> <p>現委員であります山中雅弘氏が本年6月30日の任期をもって退任を したいという旨の申出がありましたので、記載のとおり土幌町字土幌 幹線155番地27の金森秀文氏を推薦をするものであります。同氏は元 町職員でありまして、特別養護老人ホーム施設長、子ども課長を務め、 人権擁護について深い理解があることから、適任者として推薦をする ものであります。</p> <p>なお、任期につきましては、令和5年7月1日より3年間でありま す。</p> <p>よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由に 代えさせていただきます。</p>
	秋間議長	<p>説明が終わりましたので、質疑、討論を省略し、これより議案第9 号を採決します。</p> <p>本案について当議会の意見は、適任とすることにご異議ありません か。</p>
	秋間議長	<p>(異 議 な し)</p> <p>異議なしと認めます。</p>
1 2	亀 野 副 町 長	<p>したがって、本案については適任とすることに決定いたしました。</p> <p>日程第12、議案第10号「行政組織及び事務分掌の見直しに伴う関係 条例の整備に関する条例案」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。</p> <p>議案第10号 行政組織及び事務分掌の見直しに伴う関係条例の整備 に関する条例案について説明をいたします。</p> <p>この改正につきましては、組織機構の見直しについて昨年第4回定 例町議会において可決をいただきました土幌町課設置条例の全部改正 に伴い、課の名称等の変更により改正が必要な関係条例を一括して整 備するため条例を制定し、関係条文についてそれぞれ所要の改正を行 うものでございます。</p> <p>本改正条例であります。条文は6条立てで構成されており、第1 条、土幌町行政改革推進委員会設置条例から第5条、建設工事請負業 者資格審査会及び建設工事請負業者指名委員会設置条例までの関係条 文のうち、総務企画課を総務課、または地域戦略課に改め、次のペー ジ、第6条、土幌町子ども・子育て会議条例の子ども課を幼児教育課</p>

		に改めるものでございます。
		<p>なお、関係条文の改正内容につきましては、説明資料の5ページから10ページまで新旧対照表でお示しをしております。恐れ入りますが、説明は省略をさせていただきます。</p> <p>次に、附則の施行期日でございますが、令和5年4月1日から施行するものでございます。</p> <p>以上で議案第10号の説明といたします。</p>
	秋間議長	これより質疑を行います。ありませんか。
		(な し)
	秋間議長	質疑を終わり、これより討論を行います。
		(な し)
	秋間議長	討論なしと認め、これより議案第10号を採決します。
		本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	秋間議長	異議なしと認めます。
		したがって、本案は原案のとおり可決されました。
1 3		日程第13、議案第11号「土幌町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例案」を議題といたします。
		朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。
	亀 野 副 町 長	議案第11号 土幌町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例案について説明をいたします。
		この制定の理由につきましては、情報通信技術を活用した方法による行政手続に関し必要となる事項を定めることにより、町民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資するため、本条例を制定しようとするものでございます。
		初めに、本条例を制定する経過でございますが、令和元年5月に国の行政手続のオンライン化を可能とする行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が改正され、法律名も情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律となりました。地方公共団体につきましては、情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、条例、または規則に基づく手続について情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするために必要な施策を講ずるよう努めなければならないとの努力義務が定められているところでございます。また、町では令和5年度以降役場庁舎へ来庁することなく、パソコンやスマートフォン等から手続が行えるよう準備を進め、電子申請で行える手続の拡大やマイナンバーカードを使った電子申請を可能とするために本条例を制定するものでございます。
		それでは、説明資料の11ページを御覧願います。本条例であります。条本文は11条立てで構成されており、こちらはその要旨をまとめたものでございます。主な制定内容ですが、(1)の申請及び申請

に基づく処分通知等の手続についてオンライン実施を可能とするもので、主な手続としては国が示す27手続及び住民票や印鑑登録証明書の交付申請などを想定してございます。

次に、(2)のオンライン手続時の本人確認や手数料納付のオンライン実施を可能とするもので、具体的にはマイナンバーカードによる本人確認や電子マネー、クレジットカードなどでの納付を想定してございます。

次に、(3)では、行政機関間の情報連携等により入手、参照できる情報の場合は、添付書類の省略を可能とするものでございます。

なお、本条例の制定により一部を除き各手続が規定された個別の条例等を改正することなく、書面による申請等のオンライン化、マイナンバーカードなどの活用による本人確認により署名の省略が可能となります。

次に、施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第11号の説明といたします。

秋間議長 これより質疑を行います。ありませんか。

(なし)

秋間議長 質疑を終わり、これより討論を行います。

(なし)

秋間議長 討論なしと認め、これより議案第11号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

秋間議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

14

日程第14、議案第12号「土幌町個人情報保護法施行条例案」を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

亀野副町長 議案第12号 土幌町個人情報保護法施行条例案について説明をいたします。

この制定の理由につきましては、令和3年度にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が成立し、同法の第50条と呼ばれる規定によりこれまで法律が3つに分かれておりました民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等について個人情報保護法が一本化され、令和4年4月1日から施行されており、同法の51条関係と呼ばれる規定により令和5年4月1日から土幌町を含む地方公共団体についても個人情報保護法が適用され、全国的な共通ルールの下で法律の範囲内において必要最小限度の独自の措置が許容されたこととなりました。これを受けまして、本町においてもこれまで個人情報の取扱いの基準となっておりました土幌町個人情報保護条例を廃止し、必要

最小限の措置を定める条例を新たに制定するものでございます。

最初に、第2条の定義関係について説明をいたします。これまで地方公共団体の条例において独自の定義が定められていた用語の定義については、個人情報保護に関する全国共通ルールで法律を定めるという法改正の趣旨を鑑みて、条例で独自の定義は行わず、第2条に対象となる実施機関のみ定めております。

なお、議会については、国の国会等が個人情報保護法の対象外となっていることに合わせて対象から除かれております。このため、議会事務局におきまして別途議会の個人情報保護に関する条例を提案される予定です。

続きまして、手数料等になります。個人情報保護法第89条第2項に規定する開示請求に関わる手数料については、無料、または従量制とすることが許容されていることから、第3条に手数料は無料と位置づけ、実費相当額の費用のみ徴収することを位置づけております。

続きまして、審査会への諮問についてであります。個人情報の適正な取扱いを確保するために専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、意見を聴くための機関として情報公開・個人情報保護審査会の位置づけをいたします。こちらは条例の第4条の規定となります。なお、審査会へ諮問できるそれぞれの項目については、国のガイドラインに沿った内容となっております。議会については改正法の対象から外れますが、議会に定める条例において規定すれば同様の内容及び審査請求について審査会へ諮問することが可能となっておりますので、議会事務局において同様の規定を定めます。

また、この改正によって土幌町情報公開・個人情報保護審査会の役割が若干変わることとなりますので、審査会条例について併せて改正を行います。

続きまして、附則の説明になります。改正個人情報保護法においては、施行日が令和5年4月1日と定められているため、本条例についても同様の施行期日となっております。それに伴い、土幌町個人情報保護条例は廃止ということになります。

附則の中で12ページの第3条、経過措置の特に第5項及び次のページの第6項の部分になりますが、現在の現行の個人情報保護条例においては、個人情報ファイル等の不正提供、盗用に対する罰則規定が定められております。こちらに関しては、旧条例を廃止した後も廃止前に保有していた個人情報ファイル等について不正な提供等をした場合は、従前と同様の罰則が科せられる規定を経過措置として規定したのになります。こちらの規定に関しましても改正個人情報保護法の附則を参考に、ほぼ同じ内容となっております。

なお、この規定に関しては、懲役及び罰則を含む内容であることから、釧路地方検察庁との事前協議を終えているところでございます。

	秋間議長	<p>以上で議案第12号の説明といたします。</p> <p>これより質疑を行います。ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p>
	秋間議長	<p>質疑を終わり、これより討論を行います。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p>
	秋間議長	<p>討論なしと認め、これより議案第12号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異 議 な し)</p>
1 5	秋間議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第15、議案第13号「土幌町情報公開条例及び土幌町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。</p>
	亀 野 副 町 長	<p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。</p> <p>議案第13号 土幌町情報公開条例及び土幌町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。</p> <p>この改正につきましては、議案第12号でも触れさせていただきましたが、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、関係条例について所要の整備を行うものでございます。</p> <p>それでは、説明資料の13ページを御覧願います。新旧対照表は14ページから17ページになりますが、本ページの要旨で説明をさせていただきます。主な改正内容ですが、最初に（１）の土幌町情報公開条例の一部改正については、改正法の開示請求につきまして開示請求者以外の個人に関する情報など開示できない情報、不開示情報といったものがございしますが、本町の情報公開条例にも同様の非公開情報といったものがあり、これと整合性を図るため、非公開情報を不開示情報に改め、その他につきましては文言の整理をするものでございます。</p> <p>また、改正法では開示決定、修正決定、利用停止決定期間、これは請求を受け付けてから開示等決定するまでの期間のこととなりますが、こちらはいずれも30日間と定められていることから、現行の14日以内を30日以内に改め、やむを得ない事情がある場合のみその期間をさらに最大30日間延長できる規定があることから、現行の14日以内を30日以内に延長し、合計期間を28日以内から60日以内に改めるため、これを改正条例の第1条で行います。</p> <p>続きまして、（２）の土幌町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正ですが、現在も開示決定等に関わる審査請求の諮問を受けていただいております本町の情報公開・個人情報保護審査会についてですが、改正法第105条第3項に規定する行政不服審査法第81条第1項、または第2項の機関ということを審査会条例に位置づけることで、引き続き審査請求に関わる諮問機関とすることが可能となっております。</p>

		<p>す。この位置づけを行うため本条例について改めるもので、設置に関し第1条で定め、制定に即し第7条を第8条とし、第2条から第6条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に第2条を加え、所掌事項として審議会の役割を第1項から第2項まで追加するもので、これを改正条例の第2条で行います。</p> <p>次に、施行期日でございますが、令和5年4月1日から施行するものでございます。</p> <p>以上で議案第13号の説明といたします。</p>
秋間議長	秋間議長	<p>これより質疑を行います。ありませんか。</p>
		<p>(なし)</p>
秋間議長	秋間議長	<p>質疑を終わり、これより討論を行います。</p>
		<p>(なし)</p>
秋間議長	秋間議長	<p>討論なしと認め、これより議案第13号を採決します。</p>
		<p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
		<p>(異議なし)</p>
秋間議長	秋間議長	<p>異議なしと認めます。</p>
		<p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
16		<p>日程第16、議案第14号「土幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。</p>
		<p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。</p>
亀野副町長	亀野副町長	<p>議案第14号 土幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。</p>
		<p>この条例の改正につきましては、町LINE公式アカウントにおいて公的個人認証サービスを利用し、各種証明書を交付するサービスの利用の促進を図るため、これまで別表第2、郵便等による請求ができないものとして位置づけられていた印鑑登録証明の再交付を別表第1、郵便等による請求が可能なものに改めるほか、印鑑登録証に限らず自治体デジタルトランスフォーメーションの進展等に鑑み、郵便等による請求ができないもののうち今後郵便請求が可能なものへと移行することが想定されることから、別表第1及び別表第2という区分を廃止し、表を一本化するものでございます。また、デジタルトランスフォーメーション化の推進を図るため、町民に限り証明等の交付の際に要する郵送料を免除する改定も併せて行います。</p>
		<p>それでは、説明資料の19ページを御覧願います。新旧対照表になりますが、第2条第1項中の別表第1及び第2を別表に改め、第4条第6号中の別表第1(14)を別表(19)に改めます。</p>
		<p>次の第5条中の別表第1を別表に改め、同条に次の第2項を加え、前項の規定にかかわらず本町に住所を有する者は郵送料を徴収しないものとする。ただし、郵便法第44条の規定する郵便物の特殊取扱いに係る料金についてはこの限りでないものとするものでございます。</p>

		<p>次に、別表第1を別表第1と別表第2を併せた別表に改め、別表第2を廃止をいたします。</p> <p>議案の19ページに戻っていただき、附則の第1項ですが、施行期日は、令和5年4月1日からとするものでございます。</p> <p>また、第2項では、本条例の改正に伴い、引用している文言について、土幌町町税条例第18条の4第1項中の別表第1を別表に改めるものでございます。</p> <p>以上で議案第14号の説明といたします。</p>
17	秋間議長	<p>これより質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(なし)</p>
	秋間議長	<p>質疑を終わり、これより討論を行います。</p> <p>(なし)</p>
	秋間議長	<p>討論なしと認め、これより議案第14号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	秋間議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	亀野副町長	<p>日程第17、議案第15号「土幌町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。</p> <p>議案第15号 土幌町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。</p> <p>この条例の改正につきましては、印鑑登録証明書の申請について現状では窓口での印鑑登録証の提示による方法に限られていましたが、業務、サービスのデジタル化を進めるためオンラインによる申請方法を設け、町民の利便性向上を図るため改定を行うものでございます。</p> <p>それでは、説明資料の29ページを御覧願います。新旧対照表になりますが、改正案の第15条に第3項を加え、前項の規定にかかわらず議案第11号で可決をいただきました土幌町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例第4条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により申請し、入力する事項に係る情報について電子署名を自ら行うことで印鑑登録証を有せず申請する方法を可能とする規定を定めております。</p> <p>次の第16条に第2項を加え、町長は前条第3項の申請があったときは、当該申請が適正であることを確認した上で印鑑登録証明書を交付する規定を定めております。</p> <p>なお、印鑑登録証の提示がない場合の拒否規定を改めるため、第17条を廃止し、第18条を第17条とし、第19条から第21条までを1条ずつ繰り上げ、条数の整理を行うものでございます。</p> <p>議案の20ページに戻っていただきまして、附則の施行期日ですが、</p>

		令和5年4月1日からとするものであります。
		以上で議案第15号の説明といたします。
	秋間議長	これより質疑を行います。ありませんか。 (な し)
	秋間議長	質疑を終わり、これより討論を行います。 (な し)
	秋間議長	討論なしと認め、これより議案第15号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
	秋間議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
18		日程第18、議案第16号「土幌町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。
		朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。
	亀野副町長	議案第16号 土幌町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。
		この条例の改正につきましては、学校給食に関わる食材等の価格高騰に伴い、給食費の改定を行うものでございます。
		それでは、説明資料の31ページを御覧願います。新旧対照表は32ページになりますが、本ページの要旨で説明をいたします。主な改正内容ですが、現在こども・子育て支援策として小学生が55円、中学生が56円町費で支援をしておりますが、この分を考慮せず試算しますと、1人当たりの引上げは小学生で27円、中学生で31円の引上げが必要となるところでございまして、現行の小学生1日当たり200円を282円とし、小学校教職員等も282円としております。また、中学生1日当たりの240円を327円とし、中学校教職員等も327円としております。
		なお、32ページの新旧対照表の現行の小中学校の児童生徒分の給食費の金額は、減免後の減額を記載してあることから、実質の引上げ額はさきに説明したとおり小学生が27円、中学生が31円でありますことを申し添えさせていただきます。
		次に、議案の21ページに戻っていただき、附則の施行期日でございしますが、令和5年4月1日から施行するもので、このたび子供たちの安心で充実した食の環境を整え、その成長を社会全体で支える施策を推進するため学校給食費を無償化とすることから、第2項に第4条の規定にかかわらず小学校児童及び中学校生徒の学校給食費は、当分の間全額免除するものといたします。
		以上で議案第16号の説明といたします。
	秋間議長	これより質疑を行います。ありませんか。 (な し)
	秋間議長	質疑を終わり、これより討論を行います。

		(な し)
	秋間議長	討論なしと認め、これより議案第16号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異 議 な し)
1 9	秋間議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第19、議案第17号「土幌町農畜産物加工研修施設設置条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。
	亀 野 副 町 長	朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。 議案第17号 土幌町農畜産物加工研修施設設置条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。 この条例の改正につきましては、加工研修施設の利用促進を図るため、加工室等の利用料金の上限額について改定を行うものでございます。 それでは、説明資料の33ページを御覧願います。34ページから新旧対照表を載せてありますが、本ページの要旨で説明をさせていただきます。主な改正内容ですが、現行の利用時間区分を3区分から4時間を目安に半日利用及び1日利用を4時間以下、4時間超の利用時間区分の2区分に改め、各ゾーンの利用時間区分に応じた上限額を4時間以下が2,000円、4時間超が3,000円、パーティールームのみ利用時間1時間につき1,000円に改定するものでございます。 なお、引き続き利用者のうち本町の住民が半数以上の場合の利用料金の上限額については半額といたします。 それでは、議案の22ページに戻っていただき、附則の施行期日ですが、令和5年4月1日からとするものでございます。 なお、附則の第2項で改正後の土幌町農畜産物加工研修施設設置条例の規定は、この条例の施行日以後の利用料金の上限から適用し、施行日前の利用料金の上限については従前の例とするものでございます。 以上で議案第17号の説明といたします。
	秋間議長	これより質疑を行います。ありませんか。
		(な し)
	秋間議長	質疑を終わり、これより討論を行います。
		(な し)
	秋間議長	討論なしと認め、これより議案第17号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異 議 な し)
2 0	秋間議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第20、議案第18号「土幌町地域生活支援事業の実施に関する条

	<p>例の一部を改正する条例案」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。</p>
亀野副町長	<p>議案第18号 土幌町地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。</p> <p>この条例の改正につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、同法第19条第3項に規定する特定施設に介護保険特定施設、もしくは介護保険施設、または養護老人ホームが追加となったことから、一部文言を整備するものでございます。</p> <p>それでは、説明資料の36ページを御覧願います。新旧対照表になりますが、第2条第2項中の「特定施設入所障害者」を「特定施設入所等障害者」に改め、「特定施設への入所」の次に「又は入居の」を加え、「継続入所障害者」を「継続入所等障害者」に改め、「最初に入所」の次に「又は入居を」を加え、文言の整備をするものでございます。</p> <p>それでは、議案の23ページに戻っていただきまして、附則の施行期日ですが、令和5年4月1日からとするものでございます。</p> <p>以上で議案第18号の説明といたします。</p>
秋間議長	<p>これより質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(なし)</p>
秋間議長	<p>質疑を終わり、これより討論を行います。</p> <p>(なし)</p>
秋間議長	<p>討論なしと認め、これより議案第18号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
秋間議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
21	<p>日程第21、議案第19号「土幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。</p>
亀野副町長	<p>議案第19号 土幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。</p> <p>この条例の改正につきましては、健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和5年2月1日に公布され、令和5年4月1日以降の出産に関わる出産育児一時金支給額を48万8,000円に引き上げる改定が行われましたので、これに合わせて支給額を同様に引き上げる改定を行うものでございます。</p> <p>それでは、説明資料の38ページを御覧願います。新旧対照表になりますが、第7条第1項中の40万8,000円を48万8,000円に改めるものであります。</p>

		<p>それでは、議案の24ページに戻っていただき、附則の施行期日ですが、令和5年4月1日からとするものであります。</p> <p>なお、附則の第2項で改正後の土幌町国民健康保険条例の規定は、この条例の施行日以後の出産から適用し、施行日前の出産に係る給付については、従前の例とするものでございます。</p> <p>以上で議案第19号の説明といたします。</p> <p>これより質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(な し)</p> <p>質疑を終わり、これより討論を行います。</p> <p>(な し)</p> <p>討論なしと認め、これより議案第19号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第22、会議案第1号「土幌町議会の個人情報の保護に関する条例案」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。議会事務局長。</p> <p>議会事務局長、佐藤よりご説明申し上げます。</p> <p>会議案第1号を御覧ください。会議案第1号、令和5年3月7日。土幌町議会議長、秋間絃一様。</p> <p>提案者、土幌町議会議員、清水秀雄。賛成者、土幌町議会議員、伊藤健蔵、同じく、中村貢、同じく、森本真隆、同じく、加藤宏一。</p> <p>土幌町議会の個人情報保護に関する条例案の提出について。</p> <p>上記の議案を地方自治法第112条及び土幌町議会会議規則第14条の規定により提出します。</p> <p>資料の一番最後のページ、23ページを御覧ください。この条例制定の目的は、令和3年に公布されたデジタル改革関連法による個人情報の保護に関する法律が改正され、これまで自治体ごとに制定されていた個人情報の取扱いに関する規定が一本化され、新たな個人情報保護法の制定が全国共通のルールとして適用されることとなりました。しかし、地方公共団体の議会については、国会や裁判所が法による個人情報の取扱いに係る規律の対象となっていないため、改正法及び町条例の適用対象外となることから、新たに条例を制定しようとするものであります。</p> <p>制定の概要といたしましては、土幌町議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利、利益を保護するため、第1条から第57条までの構成となっております。</p>
秋間議長		
秋間議長		
秋間議長		
秋間議長		
2 2		
佐藤議会事務局長		

	<p>第50条では、議長は個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認められるときは、土幌町情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができることを規定しております。</p> <p>なお、この条例に関しましては、懲役及び罰金を含む内容であることから、釧路地方検察庁との協議を終えております。</p> <p>この条例の施行期日は、令和5年4月1日とするものです。</p> <p>以上で会議案第1号の説明といたします。</p> <p>これより質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(な し)</p>
秋間議長	<p>質疑を終わり、これより討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
秋間議長	<p>討論なしと認め、これより会議案第1号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
秋間議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
2 3	<p>日程第23、会議案第2号「土幌町議会委員会条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。議会事務局長。</p>
佐藤議会事務局長	<p>議会事務局長、佐藤よりご説明を申し上げます。</p> <p>会議案第2号を御覧ください。会議案第2号、令和5年3月7日。土幌町議会議長、秋間紘一様。</p> <p>提案者、土幌町議会議員、清水秀雄。賛成者、土幌町議会議員、伊藤健蔵、同じく、中村貢、同じく、森本真隆、同じく、加藤宏一。</p> <p>土幌町議会委員会条例の一部を改正する条例案の提出について。</p> <p>上記の議案を地方自治法第112条及び土幌町議会会議規則第14条の規定により提出します。</p> <p>本条例につきましては、行政組織及び事務分掌の見直しに伴う土幌町課設置条例の改正により条例を改正するものであります。</p> <p>4ページ、新旧対照表を御覧ください。改正案につきましては、第2条第1号、総務文教常任委員会が所管する総務企画課を総務課、地域戦略課に改め、同条第2号、産業厚生常任委員会が所管する子ども課を幼児教育課に改めるものです。</p> <p>2ページに戻りまして、附則といたしましては、この条例は、令和5年4月1日から施行するものです。</p> <p>以上で会議案第2号の説明といたします。</p>
秋間議長	<p>これより質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(な し)</p>
秋間議長	<p>質疑を終わり、これより討論を行います。</p>

		(な し)
	秋間議長	討論なしと認め、これより会議案第2号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	秋間議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
24・25		日程第24、議案第20号「令和5年度土幌町一般会計予算」
26・27		日程第25、議案第21号「令和5年度土幌町国民健康保険事業特別会
28・29		計予算」
30・31		日程第26、議案第22号「令和5年度土幌町後期高齢者医療事業特別
		会計予算」
		日程第27、議案第23号「令和5年度土幌町介護保険事業特別会計予
		算」
		日程第28、議案第24号「令和5年度土幌町介護サービス事業特別会
		計予算」
		日程第29、議案第25号「令和5年度土幌町簡易水道事業特別会計予
		算」
		日程第30、議案第26号「令和5年度土幌町公共下水道事業特別会計
		予算」
		日程第31、議案第27号「令和5年度土幌町国民健康保険病院事業会
		計予算」
		以上8件を一括議題といたします。
		お諮りします。ただいま議題としている議案第20号から議案第27号
		までの各会計予算審査については、説明及び質疑を省略し、議長を除
		く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、地方自治法
		第98条第1項の権限を同委員会に委任し、付託の上、審査をすること
		にしたいと思います。これにご異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	秋間議長	異議なしと認めます。 ここで一旦本会議を休会とし、休会中に予算審査特別委員会を開催
		して付託案件の審査をすることといたしたいと思います。これにご異
		議ありませんか。
		(異 議 な し)
	秋間議長	異議なしと認めます。 したがって、予算審査特別委員会が終了するまで休会することに決
		定いたしました。
		引き続きこの場所において予算審査特別委員会を招集いたします。
		本日はこれにて散会いたします。
		(午後 2時19分)

